

令和２年度第２回秋田県政策評価委員会 議事録

１ 日 時 令和２年８月２４日（月）

【午前の部】 ９時３０分～１１時４０分

【午後の部】 １３時００分～１５時４５分

２ 会 場 県正庁

３ 出席者

●秋田県政策評価委員会委員

相原 学	一般財団法人秋田経済研究所 所長
池村 好道	白鷗大学法学部 教授
岩根 えり子	株式会社デジタル・ウント・メア 代表取締役社長
福岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事兼事務局長
山口 邦雄	秋田県立大学システム科学技術学部 教授
吉澤 結子	秋田県立大学 理事兼副学長

○県

真壁 善男	企画振興部 次長
岡部 研一	企画振興部 総合政策課 課長
齊藤 大幸	企画振興部 総合政策課 政策監

【政策「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」関連】

片村 有希	教育庁 総務課 課長
伊藤 雅和	教育庁 高校教育課 課長
兎澤 繁友	企画振興部 国際課 課長
伊藤 政仁	あきた未来創造部 あきた未来戦略課 高等教育支援室 室長
高橋 也人	企画振興部 総合政策課 読書活動推進監

【基本政策「環境保全対策の推進」関連】

古井 正隆	生活環境部	環境管理課	課長
村上 旬	生活環境部	環境管理課	八郎湖環境対策室 室長
澤田 智志	生活環境部	自然保護課	課長

【基本政策「安全・安心な生活環境の確保」関連】

齋藤 秀樹	生活環境部	県民生活課	課長
-------	-------	-------	----

【基本政策「ＩＣＴによる便利な暮らしの実現と地域の活性化」関連】

安藤 雅之	企画振興部	参事（兼）情報企画課	課長
小林 栄幸	産業労働部	産業政策課	
		デジタルイノベーション戦略室	室長

【政策「少年非行防止・保護総合対策の推進」関連】

渡部 仁	警察本部	生活安全部参事官（兼）少年女性安全課	課長
入江 秀行	警察本部	警務部 調査官	

4 開会

□ 事務局

ただいまから令和２年度第２回秋田県政策評価委員会を開会いたします。

5 議事

□ 事務局

本日は、午前中に知事部局が行った施策事業について調査審議いただきます。資料１の「令和２年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画について」は、第１回の委員会で御説明しております内容と同じですので、本日は割愛をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は、池村委員長にお願いいたします。

● 池村委員長

承知しました。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

第1回目と同様ですが、会議を始める前に一言申し添えさせていただきます。

本日の審議内容は、後日議事録として県のウェブサイトに掲載されることとなります。その際、委員名は特に秘匿する必要はないと考えられますので、公開で行いたいと考えております。よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

御了承いただきました。

それでは、最初に資料2の「環境保全対策の推進」につきまして、施策評価、事業評価の順に事務局より説明をお願いいたします。

□ 古井環境管理課長

生活環境部の古井と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料2に基づきまして施策を説明させていただきます。

この政策は、県民総参加による地球温暖化防止活動の推進や、暮らしやすい循環型社会の形成を目指すとともに、良好な大気や水環境を維持し、豊かな自然環境を将来に継承していくことを目的としており、2つの施策から構成されております。

今回は、施策（2）の「良好な環境と豊かな自然の保全」について審議をお願いすることとしております。また、その配下の事業としまして、「八郎湖「わがみずうみ」創生事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。

施策2－（2）「良好な環境と豊かな自然の保全」の「1 施策のねらい」ですが、この施策は、大気や水環境を良好な状態に維持することにより、自然環境を適正に保全するとともに、生物の多様性を確保しつつ自然資源の持続可能な利用を行い、豊かな自然を将来の世代に引き継ごうとするものであります。

「2－1 代表指標の状況と分析」であります。代表指標は水環境（公共用水

域)に係る環境基準達成率としておりまして、記載のとおり達成率は95.2%で「b」判定という評価となっております。

水質汚濁の原因となります工場や事業場に対して、監視・検査による継続的な指導を実施してきておりまして、環境基準の達成率は90%前後で推移しており、この水準は全国平均と同程度となっております。

令和元年度は、河川の環境基準達成率が若干低くなったことによりまして、指標の達成率も低下しているという状況でございます。

次に、2ページを御覧願います。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」につきましては、3項目設定しており、達成状況等につきましては資料に記載のとおりでございます。

次に、3ページをお開き願います。

「2-3 施策の取組状況とその成果」についても資料に記載のとおりでございます。

「3 総合評価結果と評価理由」については、代表指標については「b」判定となっております、定量的評価は「B」判定となっております。

これらの達成状況と施策の取組状況や成果を総合的に判断し、総合評価は「B」としております。

次に、4ページをお開き願います。

「5 課題と今後の対応方針」について、施策の方向性ごとに御説明いたします。

①の良好な環境の保全対策の推進につきましては、課題は、公共用水域の水質が概ね良好であるものの、環境基準の達成率が横ばい傾向にありまして目標に届いていないことと捉えております。

対応方針といたしましては、水質汚濁の原因となる工場や事業場に対しまして、立入検査などにより排水基準を遵守するよう指導を行っていきたいと考えております。

②の三大湖沼の水質保全対策の推進につきましては、課題は、八郎湖で近年、アオコの異常発生はありませんが、水質が環境基準を超過し、横ばい傾向が続いていることと捉えております。

対応方針といたしましては、これまで取り組んできました発生源対策や湖内浄化対策等を継続するとともに、農地由来の汚濁負荷の削減強化を図るため、G N S S

を活用した直進アシスト田植機による無落水移植栽培など、新たな技術を活用した対策を進めていきたいと考えております。

③の自然環境の保全につきましては、課題は、高齢化の進行に伴う自然保護等に携わる人材の減少によりまして、自然環境の維持が難しくなっていることと捉えております。

対応方針といたしましては、山岳会など地域の関係団体との連携、普及啓発による人材の育成・確保を進めるほか、活動団体の実態に即したサポートを実施してまいりたいと考えております。

④の野生鳥獣の適正保護につきましては、課題は、ツキノワグマの生息数や生息域が拡大し、人里への出没や人身被害が増加傾向にあることと捉えております。

対応方針といたしましては、ツキノワグマの次期管理計画の策定に向けて管理方針を見直すとともに、人とクマが安全に暮らすことができるよう、ゾーンの棲み分けや線引きを具体的に図るほか、銃や罠による捕獲の強化、電気柵の設置など現場に即した対策等により、人身被害の抑制及び共生の実現に向けた取組を推進していきたいと考えております。

施策評価の説明は以上となります。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

生活環境部の村上でございます。

5 ページを御覧ください。

八郎湖「わがみずうみ」創生事業について御説明させていただきます。

はじめに、「1－1．事業実施当初の背景」の要点を説明させていただきます。

八郎湖では、干拓工事が完了した後、富栄養化による水質汚濁が進みまして、流域9市町村や地域住民等と一体になった総合的な水質保全対策を講じる必要があったという背景がございます。

次の「1－2．外部環境の変化及び事業推進上の課題」についてであります、平成19年度に全国11番目となる指定湖沼の指定を受けておりまして、平成24年度にはアオコの異常発生があり、全国ワースト4位になりました。その後、水質は概ね横ばいで推移して落ち着いておりますが、依然として水質環境基準を達成していないという課題を抱えております。

「４．目的達成のための方法」の③達成のための手段については、今までの総合的な水質の保全対策を引き続き推進していきませんが、新たにＧＮＳＳを活用した直進アシスト田植機などを利用した無落水の田植えなどを普及させながら対応をしていきたいと考えております。

次に１次評価、有効性の観点についてであります。令和元年度は例年に比べ春から夏にかけて降水量が少なく、気温も非常に高く推移したことから、ＣＯＤという環境の指標が上昇し、目標値を達成できておりません。

総合評価は、「Ｂ 改善して継続」となっております。平成３０年度まではＣＯＤの７５％値の目標を達成する見込みで推移しておりましたが、先ほどの話のとおり昨年度は高温少雨のため、この目標値を達成できておりません。昨年度策定いたしました第３期湖沼水質保全計画に基づきまして、継続的かつ実効的な対策を推進していく必要があると考えております。

以上、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

環境保全対策の推進に関する一連の説明をしていただきました。

それでは、これより調査審議に入ります。前回同様、事業、それから施策の順に調査審議をお願いいたします。

最初に、事業評価の調査審議ですが、どなたか御意見・御質問ございましたら発言をお願いいたします。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

質問ですが、５ページの１－２、全国ワースト４位となっておりますが、全国の何湖沼のうちワースト４位なのか、その母数を教えてください。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

母数については、例年少し上下しますが、全国の１８０余りの湖沼のうち、ワースト４位となっております。

◎ 相原委員

そのうち秋田県にはいくつぐらいあるんでしょうか。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

県内には18の湖沼があります。

● 池村委員長

よろしいですか。

そのほかいかがですか。はい、福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

御説明ありがとうございました。

質問ですが、5ページの6の事業の全体計画及び財源の03番、アオコ対策事業で、監視カメラによる監視体制強化や、シルトフェンスによるアオコの遡上防止と書かれています。私は環境団体ですので、全国のいろいろな環境のアワードを見てみると、いろいろな湖沼でやはりアオコ被害が頻発しており、そのアオコを有機肥料に変える技術もあるようですが、そのようなこと等は御検討なさっておられますか。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

今、県ではアオコ対策としまして、監視カメラを6か所に設置しておりまして、それを八郎湖環境対策室からも、各市町村からも随時見るようにしております。

シルトフェンスにつきましては、浮きを付け、その下にビニールのカーテンのようなものを付けまして、アオコが川の上流に行かないように防ぐ方法です。

それから3つ目として、ここに記述はしておりませんが、馬踏川河口付近に、アオコキラーという、水流をつけながらオゾンや超音波でアオコの臭いを防いだり、いろいろな悪さを防ぐような装置を置いております。

先ほど質問のあった肥料化については、今は取り組む予定はございません。

◎ 福岡委員

そうですか。実は、あるアワードのファイナリストにこの取組を行っている協議会が出ていて、素晴らしい取組でした。地域が循環するという視点で考えると、今まで邪魔者だったものが肥料になっていくというのは非常に魅力的に思いましたので、隣接する市町村と地域循環共生圏などを考慮しながらトライされてはいかがでしょうかと考え、内容をお伺いしたところでした。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

6 ページの総合評価のところで、「B 改善して継続」となっています。改善する点は、G N S S 直進アシスト田植機がメインなんですか。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

八郎湖に対する負荷の4割から5割が農地由来となっております。例えば諏訪湖は、一般家庭の負荷がとても高く、そこでは下水道の普及により水質が改善したようですが、八郎湖は農地由来が半分近くを占めるという特徴がございます。現在、県では無代かきという、代かきをしない農法に補助金を付けて進めていますが、G N S S の田植機を使いますと、代かきをしても水を落とさないで、そのまま田植ができます。結局は、代かきの水が一番濁りますので、それをいかに湖に出さないかということが重要で、そういった農法はこれまで無代かき一本でしたが、新たにG N S S を追加しながら進めていきたいと考えております。

◎ 山口委員

そうしますと、代かきをしない農法には補助金を出すという話でしたが、G N S S の機械を導入する時の支援策は何か考えておられるんですか。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

このG N S S の装置が後付けで200万円ぐらいかかるということですので、今

のところ、早々に補助金を出すということにはできないのですが、内部で検討は進めていきたいと考えております。

◎ 山口委員

改善点について分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

そのほかございますか。

今、せっかくG N S Sについて御質問をしていただいたわけですが、3月に策定された第3期計画の中では、それに限らず何か肝となるようなもの、あるいは新規のものは盛り込まれているのでしょうか。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

県で直接実施するものではありませんが、大潟村で国営かんがい排水事業の工事が来年度以降、始まる予定です。今まで大潟村では水路の保全は何度か行っていますが、大規模な入替え作業は行っておりませんので、大分老朽化して水が途中で逃げていくという状況になっていまして、100の水が欲しいところに140ぐらいの水を使わないと田んぼまで届かないという状態になっていました。これを直すことによって取り入れる水が少なくなれば、当然湖に出ていく水も少なくなりますので、大分水質改善に効果はあると思っていますが、巨大な事業で、工期予定が20年以上となっておりますので、第3期計画の中ですぐに効果が発揮されるとは考えておりません。長いスパンで見れば非常に効果のある事業になると思っています。

● 池村委員長

6ページの必要性ですが、特措法に基づく湖沼であるということから、法令・条例上の義務ということは間違いないし、それが大きなウエイトを占めているんだろうけれども、流域の自治体であるとか住民等の協力なくして達成し得ないものであるわけですから、その意味では、その下の四角にある側面も持っているということだと捉えていいんでしょうか。事業の内訳としては、その他合計ということで、決算ベースではそれなりの額を占めていますが、そういう支援をするといったことも

含まれているのでしょうか。

□ 村上環境管理課八郎湖環境対策室長

第3期計画を策定するに際に市町村ごとに説明会を行ったり、あるいは先ほどの無代かきにつきましては、県の補助金と協調する形で、村も同額を助成するという形で、それぞれ意見を伺ったり、あるいは協調助成を組むなど、様々な面で連携しながら行っております。

● 池村委員長

県関与の形としては「a」となりますが、「b」的な要素も含まれていると捉えていいということですね。

そのほか、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、施策について御意見等をお伺いしたいと思います。その際は、4ページの課題と対応方針についても、調査審議の対象となさってください。はい、福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

4ページの③に関して、今後の対応方針として、「関係団体と連携し、普及・啓発を進めるとともに、人材育成・確保に努める」と書かれていますが、どちらと連携する予定か、もう一度教えてください。

□ 古井環境管理課長

山岳会などです。

◎ 福岡委員

実は、去年、全国海づくり大会があった時に、サイドイベントとして海洋教育フォーラムをやらせていただきました。これは、海洋系の専攻に進む学生をなるべく増やしたいという目的で開催していますが、高校生ボランティアが80名以上集まりまして、当日会場には、男鹿海洋高校も含めて、二百数十名の高校生が出席しております。

高校生にボランティアの目的を聞いたところ、学校でボランティアをすることに対していろいろなポイントが加点される仕組みがあるそうなので、この先教育現場とも連携していくと、次世代を担う人たちが自然に触れる機会が今よりも増えると考え、発言しました。

□ 澤田自然保護課長

自然保護課の澤田と申します。

関係団体ですが、県内で環境保護の活動をしておりますNPO法人とも連携しておりますし、教育委員会とも連携しながら、青少年の環境教育を進めていきたいと考えているところですので、今後とも御支援いただければと思っております。

◎ 福岡委員

インターネットなどを活用しても、なかなか人は集まらないのですが、県の教育委員会に全面的な御協力をいただいて、全県域の、全高校にボランティア募集のチラシを配布させていただいたところ、100名弱が集まったという実績がございますので、上手に今後に生かしていただければと思いました。

□ 澤田自然保護課長

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

評価の方は特に気付いたところはなかったのですが、クマの出没によって学習施設の利用ができないとか、高温の影響もあって色々なデータが改善しない等、自然環境が急激に変わっている中で、5年計画で進めていく、達成していくというのは、難しい時代だと思いました。これまでにないような、オンラインを使うとか、自然環境の方は難しいかもしれませんし、狩猟免許の方も法律があることだと思いますが、何かこの時代に合ったような方策を考えられた方が良いのかなということを、

感想として持ちましたので申しました。

● 池村委員長

はい、どうぞ。

□ 澤田自然保護課長

委員御指摘のとおり、時代に合わせた様々な対応は、私どももやろうとしておりまして、野生鳥獣に関しましては、昨年度末に「野生鳥獣管理共生ビジョン」を作成し、それに基づいて今年度から10年間活動していきますし、自然保護課の中にツキノワグマ被害対策支援センターも設置いたしました。また、先週、狩猟技術訓練施設も完成しまして、様々な対策を講じているところですので、これからそれらを活用しながら頑張っていきたいと思っております。

□ 古井環境管理課長

補足ですが、環境政策全般について、水質も含めて県民の方々の協力も当然必要だということで、環境教育、環境学習の方もいろいろ進めておりますが、やはり最近、人口減少と絡んで子どもが少なくなっており、また学校のカリキュラムも以前と変わっていて、体験型の授業を行う時間が少なくなっているということもあります。今委員の方々から御意見のありましたインターネットなど、新しい情報媒体を活用していろいろなことを進めていきたいと思っております。

● 池村委員長

山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

クマの出没が増えていて、人的、あるいは農作物や家畜などに、被害が出ているというニュースをよく見ます。

最近、女性の方で専門家と言いますか、県の職員の方をテレビで何度か見まして、とても説得力のある、分かりやすい説明をされていて、非常にいいなと思ったんですが、あの方は普通の職員なのでしょうか。何か積極的にリクルートしたんですか。

とても良いことだなと思って質問します。

□ 澤田自然保護課長

今年の4月に自然保護課に採用された、3年の任期付職員になっております。北海道でクマ対策を10年ぐらいやってきた専門家ございまして、非常に心強い職員を採用できたと思っております。彼女に色々と頑張ってもらって、現場の分析などを行いながら具体的な対策を取らせていただいているところでございます。

◎ 山口委員

3年の任期付きですか。せっかくそういう方がおられる時に、できるだけその後続く人材の方を育てるという点でもお願いしたいと思います。

● 池村委員長

吉澤委員、山口委員から、今後の積極的な、あるいは工夫をした取組ということが要望として述べられているわけですが、それを包括する形で、この施策の代表指標の達成率は95.2%ということで、「b」という評価になるわけですね。ですから、これが施策の評価として大きく働いてくるということは事実なのですが、ただ推移を見ていきますと、現状値に近づきつつあるといいますか、漸減傾向にある。これが逆転してしまうと「e」判定にせざるを得ないということを示唆しているわけですね。今、両委員からも御意見がありましたが、やはり計画に基づいて、それから状況の変化に即応する形で、益々手堅い取組をしていかないと評価としてはなかなか厳しいものになってくるという見方ができますので、是非御尽力をお願いしたいということでもあります。

□ 古井環境管理課長

ありがとうございます。

水質については、自然要因、最近の温暖化傾向、それと少雨ですとか、そういった要因も最近の数値の中には影響として入ってきているように感じられます。したがって、施策を頑張ってやってはいるものの、そういったものに抗えないというところもあります。いずれ、状況を見ながら、逆転することのないように努めてまい

りたいと思います。

● 池村委員長

そのほか、岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

施策の評価については、特段ございません。

4 ページの課題と今後の対応方針についてですが、確かに今、高齢化によって自然保護指導員等の確保は難しくなっていると思います。その代わりに何か I o T 的なセンサーを使って、人が動かなくても管理できるような体制を執るとか、水質についても様々なセンサーが出ておりますので、例えば気象情報など様々な情報を用いた分析と、それに基づく対策などといった方向を、今後の対応方針として考えてはいかがでしょうか。

□ 古井環境管理課長

大気環境については、自動測定器というものがあまして、常時、毎時間測定をして、その結果をインターネットを通じて皆さんにお知らせしているという状況です。水質については、技術的には十分できますし、例えば河川の水位計については最近多くの河川に付いていますが、水質を測る場合には川の真ん中辺で測るということもありまして、その装置を設置する場所が難しいといった面がございます。簡易的なことはできるかもしれませんが、それが直接水質の状況を表せるかどうかというところもあって、その部分での I C T 等の活用は難しいのかなと思います。ただ、大きな工場では、県の公害防止協定という協定を結んでいる工場がありまして、そういうところでは排水の水質を常時監視し、県にもデータを送ってきて、それを見るというような形での活用はずっと行っております。

□ 澤田自然保護課長

野生鳥獣の監視に関しましては、センサーカメラ使ってデータを取っております。最近では、動画も撮影できるようになっておりまして、かなり活用させていただいております。

ただ、自然保護指導員に代わるような、自動のシステムというのはなかなか難しいものがあります。山の中に人が入ってきた時に、それを感知して写真を撮るというようなことはやっていますが、それ以上のことは、現在行っておりませんので、何か技術的に新しいものがあれば導入していきたいと考えております。

● 池村委員長

そのほかございませんでしょうか。

無いようでしたら、意見集約ということになりますが、事業の自己評価結果については妥当であるということであろうと思います。ただ、例えば教育委員会とタイアップしたボランティアの活用などを考えられたいという、政策的提言というようなものがあつたことは事実であります。

それから、施策の評価につきましても、特に異論なく自己評価結果は妥当であるということになろうと思います。

加えて、この施策の今後については、I C Tの活用等を含め工夫が必要ではないかという御意見もありましたが、必ずしもこの4ページの対応方針を否定するという趣旨ではないことから、この対応方針についても特に問題はないという扱いにしたいと思います。委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

それでは、そのような方向で政策評価委員会としての意見をまとめたいと思います。

まとめは、総合政策課と話をいたしまして、私の方で責任を持って行わせていただきたいと思いますので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、環境保全対策の推進については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

□ 事務局

それでは、説明者の交替のため、休憩を入れたと思います。よろしく願ひい

たします。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは再開いたします。

資料 3 になりますが、「安全・安心な生活環境の確保」につきまして施策評価、事業評価の順で事務局より説明願います。

□ 齋藤県民生活課長

生活環境部の齋藤でございます。

私から、資料 3 に基づきまして御説明させていただきます。

この政策につきましては、犯罪や事故が少なく、安全・安心な地域づくりを進めるほか、食品や水道の安全確保、道路環境の整備、下水道の普及促進などにより、快適で安らげる生活環境を確保していくことを目的としておりまして、3 つの施策から構成されております。今回は「1 犯罪や事故のない地域づくり」について審議をお願いすることとしております。また、その配下の事業としまして、「高齢者交通安全強化事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、施策について説明させていただきます。

資料の 1 ページを御覧願います。

施策 3－(1)「犯罪や事故のない地域づくり」についてでございますが、「1 施策のねらい」につきましては、自主的な防犯活動の促進、高齢者の交通事故防止、雪下ろし等除排雪による雪害事故の防止、消費生活相談体制の充実により、安全で安心な地域づくりを推進することを目的として実施しているものであります。

「2－1 代表指標の状況と分析」についてですが、代表指標①の交通事故死者数、これは統計上 1 月から 12 月までの合計数値ですが、記載のとおり 30 人以下とする目標に対しまして実績が 40 人でありまして、達成率は 66.7%で「d」判定となっております。

分析としましては、関係機関・団体による交通安全に関する各種取組によりまして、交通事故の発生件数は前年比で 270 件の減少、負傷者数は 314 人の減少と

減少傾向が続いております。死者数も前年より2人減少しましたが、目標の達成には至りませんでした。

なお、死者数に占める高齢者の割合は67.5%、高齢者が起こした事故による死者数の割合は42.5%と、残念ながら、いずれも前年より増加しております。

次に、資料の2ページを御覧ください。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」については、3項目を設置しております。達成状況につきましては、資料に記載のとおりです。

この中で成果指標・業績指標①の除排雪団体数と②の雪による人的被害者数については、2つとも日常生活における雪対策の推進に係る指標ですが、昨年度が記録的な暖冬少雪であったことが実績に影響したものと考えております。

「2-3 施策の取組状況とその成果」につきましては、2ページから3ページにかけて資料に記載のとおりであります。

次に、資料の4ページを御覧ください。

「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①交通事故死者数達成状況については「d」判定であり、定量的評価は「D」判定となります。

代表指標の達成状況と各施策の取組状況や成果などを総合的に判断しまして、総合評価は「D」としております。

その下の「5 課題と今後の対策方針」については、施策の方向性ごとに説明いたします。

①の県民の防犯意識の向上と防犯活動の強化につきましては、課題として、見守り活動を行っている地域の自主防犯活動団体数の減少や、活動員の高齢化が進んでいることと捉えております。

対応方針といたしましては、自主防犯活動団体の活動状況の把握を行いながら、活動状況のPRや優良団体の表彰により、活動員の意欲の向上を図り、活動の活性化と活動員の確保につなげていきたいと考えております。

②犯罪被害者等の支援についてであります。

課題は、犯罪被害者等が置かれた状況を知る機会が限定的であり、犯罪被害者等の支援に関する県民の理解が十分とは言えない状況であることと捉えております。

対応方針といたしましては、犯罪被害者支援への県民理解を促進するため、啓発活動に継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、③になりますが、総合的な交通安全対策の推進についてです。

課題は、交通事故死者数に占める高齢者の割合が6割を超える状況が続いており、特に夕暮れ時から夜間にかけて歩行者が巻き込まれる事故が多いことと捉えております。

対応方針といたしましては、引き続き高齢者が多く集まる機会を捉えまして、反射材着用を促すとともに、イベントやテレビCM放映などを通じまして、幅広い層に対して、より一層の交通安全の意識啓発を図っていきたいと考えております。

④日常生活における雪対策の推進についてであります。

課題は、人口の減少、少子高齢化の進行などによりまして除排雪の担い手が不足し、地域の支え合い、共助の力が弱まっていることと捉えております。

対応方針といたしましては、引き続き除排雪団体の立ち上げや既存団体の活動継続を支援するとともに、労力の軽減が図られるアシストスーツを除排雪団体に貸し出すなど、作業の省力化と活動の活性化を図っていきたいと考えております。

最後に⑤ですが、消費者の自立や被害防止に向けた取組の充実強化につきまして、課題は、高齢者世帯の増加などの様々な要因により、消費者問題が複雑化・多様化していることと捉えております。

対応方針といたしましては、関係機関と緊密な連携を取りまして、重点施策である若年者・高齢者への消費者教育・啓発活動を強化するとともに、引き続き消費生活相談体制の充実を図っていきたいと考えております。

施策評価の説明は以上となります。

引き続き事業評価の方に移ります。資料の5ページを御覧願います。

高齢者交通安全強化事業について説明させていただきます。

「1-1. 事業実施当初の背景」につきましては、県内における交通事故死者数に占める高齢者の割合が過半数を超える状況が平成14年から続いており、様々な手段により、高齢者の交通事故防止対策を推進する必要があります。

「1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題」につきましては、高齢化の進展により、高齢の歩行者が犠牲となるだけでなく、高齢の運転者が加害者となる事故の増加も懸念されることから、歩行者対策としての反射材の効果への理解と着用の促進に加えまして、運転者対策として加齢に伴う体力や判断力の低下などへの注意喚起も重要という状況になっております。

「２．住民ニーズの状況」につきましては、死者に占める高齢者の割合が過半数を超える状況が続いておりますので、国・県、民間団体など約８０の機関で構成する秋田県交通安全対策協議会の幹事会におきましても高齢者の交通対策が喫緊の課題として捉え、対策について協議しているところであります。

「３．事業の目的」につきましては、関係機関・団体と連携して実施する春・夏・秋の交通安全運動ですとか、様々な訪問活動を通じまして、反射材への効果の理解の促進と着用を推進するとともに、県民一人ひとりの交通安全意識を高めることによって高齢者の交通事故及び交通事故死者数の発生を抑制することとしております。

「４．目的達成のための方法」につきましては、関係機関・団体と連携した高齢者に対する交通事故防止啓発のチラシですとか、テレビＣＭでの広報に加えまして、イベントや反射材着用キャンペーン等を推進しております。

「５．昨年度の評価結果」につきましては、２つの指標のうち、高齢者の交通事故死者数は目標達成できませんでしたが、第１０次秋田県交通安全計画に基づきまして、最重要課題である高齢者の交通事故防止に向けて対策を更に進める必要がありますので、「改善して継続」としております。

「６．事業の全体計画及び財源」ですが、内訳事業が２つあり、０１の反射材着用促進事業につきましては、老人クラブ大会など高齢者が多く集まる機会を捉えた反射材の配布ですとか、その着用強化の周知、高齢者の交通事故防止を目的としたＣＭやイベントの実施が主な内容となっております。

０２の交通事故防止啓発事業につきましては、高齢者の交通事故防止に特化したチラシや啓発用品の作成、配布が主な内容となっております。

なお、令和元年度の決算額は４５３万８，０００円です。

次に、６ページを御覧願います。

「７．事業効果を把握するための指標及び効果の見込み」ですが、指標を２つ設定しておりまして、指標Ⅰの高齢者の交通事故の死傷者数は目標を達成しておりますが、指標Ⅱの高齢者の交通事故死者数は目標を達成しておりません。

１次評価につきましては、必要性の観点として、高齢化が進行する中で交通事故死者数に占める高齢者の割合が非常に高い状況が続いており、高齢者の交通事故防止は、引き続き喫緊の課題でありますので、課題や住民ニーズに照らした妥当性に

については「a」、県関与の妥当性につきましても、法律に基づいて策定しました第10次秋田県交通安全計画に基づき対策に取り組む必要がありますので「a」とし、評価結果は「A」としております。

有効性の観点、事業目標の達成率が80%未満の「c」であることから、評価結果を「C」としております。

効率性の観点、コスト削減のため、関係団体のイベントや会合を活用して啓発活動を行うなど、効率的な事業執行に取り組んだことから、評価を「B」としております。

これらを踏まえて総合評価は「B 改善して継続」としており、今後の対応としては、引き続き関係機関・団体と連携してチラシや反射材の配布による啓発、CMの放映、体験型イベントの開催による高齢者やその家族に対する交通ルール遵守の呼びかけを行うとともに、新たに、地域住民に身近な民生委員が高齢者宅に戸別訪問する際、反射材の配布と着用強化の周知等の啓発に御協力いただきまして、交通安全意識を高める取組を強化してまいります。

事業評価の説明は以上となります。

● 池村委員長

ありがとうございました。一連の施策、事業について説明をしていただきました。調査審議に入ります。

最初に、事業について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

指標となっているお年寄りの死傷者は減っていて、その減り方も結構大きく減少しているようですが、亡くなる方が減らないという点からすると、交通事故の数がどうなっているのかというところを一つ、お聞きしたいと思います。

もう一つは、死傷者の数が減っているのに亡くなる方がやはりいるというのは、事故の分析をもう少し細かくする必要があるのかなと思います。対応策として新たに民生委員にお願いをして、と書いてありますが、事故の分析からこういうふうになっているのか、もう少し詳しいことを教えていただければと思います。

□ 齋藤県民生活課長

交通事故の発生件数というのは、昭和４０年代、交通戦争と言われた死者数が多い時期があって、例えばピーク時は発生件数が５，６００件位でしたが、昨年は１，５００件位ですので、大幅に減っております。死者の数もピーク時、昭和４５年は１８３人というすごい数字ですが、昨年は４０人であり、この減少傾向というのは一定程度続いております。

死亡事故の発生した時間帯を見ますと、いわゆる薄暮といいますか夕暮れ前後１時間ぐらいが一番多いようなので、微妙に見えづらい時間帯に反射材を付けてもらうということをまず一生懸命やっております。

また、これも年によって違いますが、横断歩道を渡っている方や、歩道の通行中に亡くなる方が、比率としては多いので、それも見つけてもらうためには、やはり反射材だろうということで、繰り返しになりますが、着用についての喚起を今一生懸命やっております。

あと、これは警察の方の取組になりますが、歩行者ファーストということで、横断歩道で渡りたい人が止まっていたら、思いやりとかではなくて、道路交通法のルールで車は止まらなければならないということを知らない方が多いので、その周知活動をしております。ずっと減ってきてはいますが、なかなか目標までは達しないというのが正直なところです。

◎ 吉澤委員

分かりました。お年寄りに気を付けていただくことも大事ですけど、やはり今おっしゃったような、運転手側にもっと注意喚起するような取組も、もう少し強化した方がいいのかなと思います。目標が下がっていくのに、このままだと大変そうな気がしました。

● 池村委員長

そのほかございますか。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

何歳からを高齢者というのでしょうか。

□ 齋藤県民生活課長

65歳以上です。

◎ 岩根委員

65歳というと、私の中ではまだ元気な人たちというイメージがあるんですが、この高齢者といわれている方の死者数を数だけで追うというのはどうなのかなと思うところがあります。要は高齢者数自体が増えているのではないかと考えていて、秋田県の全体の人口における高齢者の割合と、事故に遭う人の高齢者の割合を、比率で考えると増えているのか減っているのかが気になります。65歳以上というか、もっと高齢の人たち、75歳以上の方々も普通に運転をされていると思うので、5ページの1-2に「高齢の運転者が加害者となる事故の増加も懸念されている」という文言はあるんですが、それは評価の方には今、反映されていない状況で、何かその辺も今後はもう少し考えていかなければいけないかなと思っています。

吉澤委員が先ほどおっしゃられたように、運転する側がいかに関心されるかによっても、その死者数が減ってくるのではなかろうかと思います。反射材を配ることももちろん大事ですが、みんなで安全運転しましょうよ、という呼びかけも重要かなと思いました。

□ 齋藤県民生活課長

高齢化率のお話がありましたが、免許を持っている人のうち65歳以上の人の構成率として、保有率という数字がありますが、令和元年は免許を持っている人のうち65歳以上の割合が29.7%、約3割になっています。これが10年前の平成22年だと18.2%なので、当然高齢化の率も高くなっている中、免許を持っている方のうち高齢者の割合も、かなり増えているということになります。亡くなる方も高齢者が多くなっていて、実は25歳以下の若年者に死者はおらず、去年は子ども、小・中・高、あと25歳以下の若者の死者数はゼロです。ですので、人口のこともありますが、高齢者の事故というのは比率から見てもやはり多いので、それは一生懸命やらなければいけないということです。運転していて亡くなる方もいま

すし、歩いていて亡くなる方もいます。全般的なことは、この事業や通常の春・夏・秋・冬の交通安全運動で一生懸命やるということと、併せて高齢者に特化した反射材の着用啓発や、極論すると免許の返納ということにもなるんですが、それはまた大きい施策の中で考えていかなければならないことですが、両面で進めていかなければと考えております。総合的な、いろいろな対策を通じて、事故数は減ってきていますので、亡くなる方を減らしていきたいということで、これからも一生懸命やっていきたいと考えております。

◎ 岩根委員

本当に事故が少なくなればいいなと思っております。

● 池村委員長

今、岩根委員の御質問に関連して私も質問させていただくと、1ページとも関係するわけですが、死者数に占める高齢者の割合というのは、全国平均はどれくらいでしたか。交通安全白書を確認すれば出てきますよね。本県は67.5%ということですが、10ポイント以上、開きがあったんじゃないかと記憶しているのですが。

□ 齋藤県民生活課長

秋田県の場合は、40人中27人で67.5%です。

● 池村委員長

全国平均は55%程度ではなかったですかね。やはり関連するのは高齢化率という問題になってくるということを岩根委員も確認をされたかったんだろうなと拝察しますが、そうすると、全国的な課題になってくるだろうと。

□ 齋藤県民生活課長

そうです。

● 池村委員長

そうですね。行き着くところというのは、先ほども出ていますが、秋田県の事

故の分析に基づいて、事業の立て方というのを緻密に行っていく必要があるということです。例えば県南で多いというのもどこかに記載されていますよね。そういうことを考えていく必要があるんじゃないかなと、評価の結果からは見えてくるということです。その点でいうと、この事業の中で大きくは2つの内訳事業に区分けされていますが、見た感じは似ているんですよね。反射材の着用推進だけは少し異質ですが、あとは啓発ですよね。だから、別に新規のものを出せるか出せないかということではなくて、両委員も言われているように、もう少し、事業の中身として考える余地はないかというところにつながってくると思うんですよね。

□ 齋藤県民生活課長

なかなか難しいところで、ベーシックな啓発というのはずっとやっています。あとは事故の分析、例えば時間帯とか、態様といいますか、それは毎年、交通統計というものを警察の方で出しておりまして、それを分析しながら、事故の対策をいろいろ講じています。例えば先ほどおっしゃられたとおり県南は多いです。中央と県南が多くて県北が少ないとか、あとは国道が多いとか、暖冬だと少なく、去年の2月はなかったとか、10月、11月が多いとか、そういった様々な要因が、毎年違いますが大まかな傾向としてはありますので、それを踏まえて臨機応変にやれればと思っております、ベーシックな部分に加えてそういう部分をフォローする形でやってはおりますが、なかなか難しいところでもあります。

● 池村委員長

ここにはもちろん書き切れないわけで、配意しておられないという話ではありませんが、ただ、両委員、私も含めてですが、望むのは、やはり分析に基づいて事業を充実したものとしていただきたいなという、そういうことです。

今、私は栃木県に住んでおりますが、ここに出てくる歩行者ファースト、これが全国ワーストなんですよ。だからうるさいくらいにCMが流れてくるなど、いろいろなことが行われています。その、止まってくれない率というのは、全国的に見て秋田県はどれくらいになっているのでしょうか。

□ 齋藤県民生活課長

すみません、今、手元に資料がございません。

● 池村委員長

そういったものも、ワースト何位という話になるんだったら、かなり積極的に取り組んでいかなくتهはいけないことでしょうから、そういう前提となる分析を緻密に行っていただきたいというところになっていくんでしょうね。

両委員の御発言に補足して私も少し言わせていただきました。

□ 齋藤県民生活課長

いわゆる止まらない率の話、データがございました。秋田県は17.4%です。これは、去年の8月にJAFが全国的に調べて10月に公表した数字ですが、これによると秋田県の一時停止率は17.4%、全国平均は17.1%ですので、ほぼ全国平均と同じです。警察の調査などいろいろなデータがある中で、これはあくまでJAFが調べた数値ということですが、秋田県は17.4%で20位です。1位が長野県で68.6%なので、これは随分違うなという印象はあります。栃木県は13.2%で平均より低く、一番低いのは福井県となっています。

● 池村委員長

ありがとうございました。

福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

6ページの1次評価、効率性の観点のところですが、今までいろいろ議論させていただいた事業の中でも事業費が割合と少ない中で、効率的な事業執行に取り組んだと書かれています。総合評価のところには、新たに地域住民に身近な民生委員から、という記載があるので、これらも加味されて「B」だったと思うのですが、もう少し「B」とした根拠を教えてください。

□ 齋藤県民生活課長

1つ前の八郎湖の事業は何千万と使っている大々的な事業ですが、それに比べれ

ば地味で、事業費もあまり大きくない。今回たまたまイベントもやっていますが、地道な事業なので、事業費があまり大きくない中で、これを単独でやってもしょうがないので、例えば高齢者対策だとすると、老人クラブ大会が10月にありますが、そこに行って反射材を配るとか、中止になってしまいましたが武道館での「あきたプラチナ博」に行って何か配るとか、結局コロナの関係でできなかったものもありますが、それなりに取り組んでいるので、客観的に効果が高いとまではいえないという判断で「B」にしました。

◎ 福岡委員

自己評価なので、辛口になられるのはしょうがないこととは思いますが、昨年度に関していえば、きっと100%以上のことをされていたのではないかなと思います。

● 池村委員長

おっしゃる趣旨は、原課には伝わっているとは思いますが、事業の評価のルールからすると、A、C、Bですから「B 改善して継続」というところに落ち着くのはそのとおりですけれども、何といても指標Ⅱに見られるとおり、有効性が低いというところからすれば、この総合評価の書きぶりとしては、民生委員に協力をお願いするということだけで足りるのかなと思うところがあります。事業においては、効果、有効性というものがキーポイントになりますので、そこはもう少し、先ほどの話に戻ってしまいましたが、こういうことをやっていくんだということを、きめ細かにお考えいただきたいというふうに思います。

そのほかいかがですか。ないようでしたら、施策の方について御質問・御意見等をお願いします。

はい、山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

1 ページの代表指標について聞きたいのですが、交通事故死者数が令和元年は40人に減ったということで、目標には達していないが改善しているという、これは分かりました。

その下に、死者数が多い方が上位ということで、全国と東北における順位が載っていて、これは要するに順位的には悪くなったということですよね。実績は減っているが、順位は悪くなったということは、他の県はもっと成果を上げているというそういう理解でいいんですか。

□ 齋藤県民生活課長

単純な数字の並べ方なのでそうなってしまいます。

◎ 山口委員

社会条件とかそういうことではなくて、自治体の取組状況ということで、こういうふうにはランクは下がったということですか。

□ 齋藤県民生活課長

そうですね。

◎ 山口委員

分かりました。もう一点、4 ページ目の課題と今後の対応方針の④のところ、人口減少、高齢化で除排雪の担い手が不足して共助の力が弱まっていると。一般的にはそういうことは理解できるのですが、一方で2 ページ目の除排雪団体数は増えているわけですよね。この辺の関係というのはどう理解したらよろしいでしょうか。

□ 齋藤県民生活課長

課題に書いてあるように、担い手が不足して地域の支え合いが弱まっているので、県としては補助制度も準備して、かつその支援団体を立ち上げるための業務をNPO法人に委託して、NPO法人が県南・県北・中央と3つありますが、地域ごとに地元を回ってもらって立ち上げをお願いしています。目標として令和元年度は前年に比べて6増という目標を立てていましたが、暖冬という影響も少なからずありまして、3増にとどまったということです。したがって、トータルとして増えてはいませんが、我々が目標としていた年間6増には達しておらず、その部分で未達成、目標を若干下回ったという表記にしております。

◎ 山口委員

そうすると、一般論として言われていることが秋田でもそのとおりで、共助の力が弱まっているけれども、色々な施策効果で団体は3つ増えたと、そういう理解でよろしいですか。

□ 齋藤県民生活課長

そうです。

◎ 山口委員

分かりました。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。相原委員、お願いします。

◎ 相原委員

資料の2ページの一番下、2－3の①の最初の中点2行目、令和元年の刑法犯認知件数が全国で2番目に少ない件数となったということで、おそらく人口比でいくと全国で最も低いのではないかと思います。これは1年や2年ではなくて、長年にわたってこういう状況にあって、私も仕事柄、経済・社会のいろいろなデータを扱っておりますが、どちらかというところ秋田県はネガティブなデータ、都道府県順に並べると下位の40番目から下の方の順位が多い中で、この刑法犯の認知件数は輝く第1位、悪くても2位ぐらいでしばらくきているということで、私も大学等にお招きいただいて講義をする際には、学生の前で「秋田県は日本で最も平和な都道府県である」ということでアピールしております。これも県、県警本部が懸命につくり上げてきた素晴らしい伝統になりつつあると思いますので、他の都道府県の模範に、既になっていると思いますが、更に磨きをかけて、この地位、この状況をいろいろな施策を総動員して守っていただければと思います。感想でございました。

● 池村委員長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

まず1つは、2ページの成果・業績指標③のところの、いろいろな出前講座は、多分コロナの影響等でできなくなるということがあると思いますので、先ほども環境の分野のところで言いましたが、もっとオンラインを使うとか、人を集める方法ではないようなことでないと難しいのかなと思ったところでした。

2つ目は質問で、3ページの一番下で、高齢者の特殊詐欺というのは、秋田県はやはり多いのではないかと思います。対策とか効果はどんなふうになっているか、少し教えていただければと思いました。

□ 齋藤県民生活課長

令和元年1月から12月までの件数ですが、特殊詐欺の状況は38件で、うち高齢者の被害は24件、全体の6割、率にすると63.2%です。被害額が去年は1件で1億近い、歴史的にもあまりない被害が出てしまった関係で、その被害者が高齢者でしたので、全体の被害額2億1,000万円のうち、その高齢者分が1億9,000万円ということで、全体額の9割以上になってしまっています。先ほどの交通事故とやや重なりますが、ベーシックな対策として、被害を防止するため、警察でも高齢者宅を回るなど、常に取り組んでいますし、そういった詐欺は必ず電話で来るので、電話を録音する装置の普及など、いろいろなことをやっています。たまたま去年はそうになってしまいましたが、今年是对策の成果もあって、今年の6月、上半期が終わった段階で、令和元年の6月末までと令和2年の6月末までの実績で比較しますと、件数としてはマイナス8件で、被害金額も4,300万円ほど減っていますので、効果はかなり出ているのかなとは思っています。ただゼロではないので、先日から新聞でキャッシュカードの詐欺のことも結構出ていますが、新しい形の詐欺の手口も出てきているので、マスコミも使いながら、周知していければと思っています。高齢者の対策としては、こういった講座に来られる方は良いのですが、来られない方もいますので、地道に見守りや声かけなどをしていかなければならないと思っております。CMやラジオでも色々やっていますが、見てもらえない場合

もあるので、地道なことは続けていく必要があると感じております。

● 池村委員長

1 ページの分析に、高齢者が起こした事故による死者数の割合が高いという意味だと思いますが、先ほど高齢者の免許保有者数の割合が、29%という紹介がありましたが、全国的に見ればそれは高い数値なのでしょうか。

□ 齋藤県民生活課長

手持ちの資料はないんですが、いずれこういう土地柄ですので、低くはないと思います。

● 池村委員長

そういうことですね。生活に困ってしまうというところが、どうしてもありますでしょうから。これはよく分からなかったのですが、高齢者が事故を起こすと死者が多いという話なんですか。

□ 齋藤県民生活課長

高齢者に絞った分析をしているので、亡くなった方に占める高齢者の割合は27/40で67.5%となっております。高齢者が起こした事故、65歳以上の方が運転していて起こした事故という統計もありまして、それで亡くなった方、高齢者が起こした事故によって死者が出たという割合が去年は17/40で、過去5年ぐらい比較すると一番高かったということで、トピック的にこれを記載しております。過去5年を見ても、低くはなくて34%、38%という推移ですが、去年は42.5%と一番高かったということです。発生件数がやはり多かったということもあります。

● 池村委員長

公安委員会のマターでしょうから、保有率、保有者数というのは、ちょっと場違いかもしれませんが、気になりましたので。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、評価はひとまずですが、４ページの「課題と今後の対応方針」についてはいかがでしょうか。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

この政策というのが犯罪や事故のない地域づくりということで、多分犯罪は先ほどおっしゃられたように、それほど多くないんだろうな、良いところだなと思っております。

事故については、今回はあまり話がなかったのですが、秋田県は雪による事故というのがやはり考えなくてはいけないところだと思います。多分雪が降らない所では起こり得ないような事故が多数あって、平成２９年度を見ると１７３人となっていて、交通事故と比べてどうかは分かりませんが、ただ、雪による事故は年間の４分の１ぐらい、３か月ぐらいの間にこれだけの人たちが何らかの雪による被害や事故に遭っているんだというところを見ると、この④にある除排雪団体の立ち上げとか、そういうところをもう少し強化しないといけないなと思っています。私は県南に住んでいますが、去年は確かに１回も雪下ろししなくてもよかったですし、多分屋根から落ちる人はいなかったんじゃないかなと思います。雪が降ることが交通事故にもつながっていて、その辺をトータルで見て、より安全に、事故のない地域づくりができるようにみんなで助け合いましょうというのは確かにそのとおりですが、雪による事故が増えている、減っているというのが、どのような要因によるものなのかというところを含めて、データをしっかり分析するという点を今後取り入れた方がいいのかなと思いました。

ちなみになぜ雪下ろしを老人がするかというと、人に頼むとお金がかかるからです。私の家は雪下ろしすると１日で２０万円ぐらいかかります。下ろす人件費と寄せる費用、置いておく場所がないので、トラックを頼んで雪寄せ場まで運んでもらう人件費というところです。参考までに。

□ 齋藤県民生活課長

雪の被害につきましては、当然今年のような暖冬だと件数は少ないですが、雪が少ないとはいえ、この２３人の中には亡くなった方も１人おります。仙北市でした。あとは重傷者１４人、軽傷者８人で合計２３人ですが、特に今おっしゃられた平成

29年度の173人の時は、死者が7人で重傷者104人、軽傷者62人ということで、亡くなる方で多いのは、やはり雪下ろしの際の屋根からの転落です。あとは、作業をしながら上からの落雪に巻き込まれるというのもありまして、その2つが亡くなる方の場合は多くて、重傷者は転落や除雪中の転倒などです。やはりベシックなところは市町村の問題という感じもするわけですが、県としては、市町村でもいろいろ一生懸命取り組んでいるのは重々承知していきまして、市町村の事業、例えば雪下ろしの際、屋根に何も付けないで上がって落ちるケースが多いので、ヘルメットや安全帯の着用に関する普及啓発の講習会を県と市町村が一緒になって開催したりしています。除雪時の安全対策と、あとは高齢者などが雪寄せしなくてもすむように、地域にいろいろな団体を作るという、両輪で進めておりますが、加えて若い人にももう少し除排雪への意識や興味を持ってもらうという対策も今、県と市町村で一緒になってやっております。一番良いのは雪が降らないことですが、そうすると今度は、伝統行事等もできないので、難しいバランスですが、いずれ雪が降らないと皆さんあまり関心がなくなってしまうと、ここ2年は雪が少なく、何となく危機意識が薄れて、団体の立ち上げができなかったというケースもありました。ただ、いずれは降るものなので、そういうところは啓発とか意識を高めるような取組を今後もしていかなければと思っています。

● 池村委員長

そのほかございませんか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

ここで言うべきことか迷ったんですが、先ほどのお年寄りの交通事故というのは、もちろん反射材をお渡しするだけでなく、自衛するということが大事なのかなと思います。どこかへお出かけするにしても、やはり時間を薄暮、暗くなってからは控えるとか、もうお年寄りに御自分で調節していただくぐらいでないと、先ほどの、横断歩道での停止率も低いですし、悲しいですけども事故というのはなかなか減っていかないのかなと感じたところでした。医学的にも、どんなに元気な方でも視力や運動能力が年とともに落ちるというのは、もう分かっていることですので、そのようなことも案の一つかなと思ったところです。

● 池村委員長

そうですね。高齢者自身の自覚を促すようなことも大事だと思います。

□ 齋藤県民生活課長

自覚を促すことに加え、家族と住んでいるのであれば、家族が声かけするという
こともやっていかなければならないと思っております。

● 池村委員長

やはり代表指標を見ても、たまたま平成30年と比べると上向きにはなっているというだけで現状値を下回ってしまっていますよね。だからそこら辺がどうい
うふうに動くかは、かなり不確定なところがあるので、その意味では、今御示唆が
あったようなきめ細かな対応をしていただくと有り難いと思います。

□ 齋藤県民生活課長

この30人という数値は現状値でもあります。平成29年の数値でして、これ
が昭和30年以降で一番少ない数字です。秋田県の交通安全計画というのが、今第
10次となっていますが、その目標値が30人でして、初年度は達成したんですが
なかなかそれが続いていなくて、歯がゆい思いをしています。

● 池村委員長

そうですね。荒っぽい言い方をすると、目標値の設定があまり立派過ぎると、後々
影響が現れてくる。ルールに則るとそのとおりになってしまうので、だからといっ
て目標値の設定を抑えろとかという話ではないですが、慎重でなければならないん
だろうなと思いますけどね。おっしゃるとおりの面はあると思います。

そのほか、いかがでしょうか。それでは福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

齋藤課長の説明にあったので今さらという感じになってしまいましたが、これはお
願いになります。⑤の消費者被害のところですが、ターゲットが若年者と高齢者と
いう形になっていて、おそらく若い世代が、どういうことがこの先起こるかを予測

できるようになれば、非常に率が下がっていく可能性が高いと思います。一方、私も親が80代後半にさしかかり、夫の親は90代となると、やはり怪しい電話が来ていそうな雰囲気もあり、定期的に家族が声をかけるというのは非常に重要だと感じています。同居はしていないので1か月に1、2回会った時に、怪しい電話が来たことを聞かされると、怖いと思います。もちろん被害者になり得る方たちへの啓発も重要ですが、周りや身近にいる方、県内に住んでいる方はもちろんのこと、県外の子ども達や御親戚の方にも、こういう可能性や危険性があるということを、上手に啓発していただければと思っています。お願いになります。

□ 齋藤県民生活課長

委員のおっしゃるとおりでして、やはり地域も含め、家族も含めた地域の見守り活動、そういうものが一番重要だといろいろな場面でも御指摘を受けておりますので、そこは一番基本的なところですが、回覧板を使ってもいいでしょうし、地道なことを一生懸命やっていきたいと思っております。

◎ 福岡委員

高齢者は少し時間が経つと忘れてしまうので、繰り返し情報が届くようにしていただけると良いと思います。

□ 齋藤県民生活課長

分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

対応方針を含めて、ここら辺でよろしいでしょうかね。

それでは、意見集約ということになりますが、事業評価につきましては、評価結果は妥当であるということになると思います。ただ、再三委員の皆様から出ておりましたように、事故の詳細な、精緻な分析を通じた今後の対策としては、この6ページの総合評価欄に書き切れていない部分もあろうと、そういう指摘であったと思います。

それから、施策評価についても、今後も頑張っていただきたいという、そういう

要望とともに、評価結果については特に問題はない、妥当であるというところであったかと思います。政策論的には、雪による事故の分析も十分に、というところもありましたが、特に対処方針について異を唱えるものではないということであったかと思います。

そういうふうにまとめておきたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

それでは、この基本政策につきましては、以上とさせていただきます。

□ 事務局

ありがとうございました。

説明者交替のため、休憩をさせていただきたいと思います。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは再開いたします。

基本政策4「ICTによる便利な暮らしの実現と地域の活性化」の「ICT利活用による地域の活性化」になります。

最初に事務局より説明をお願いいたします。

□ 安藤企画振興部参事（兼）情報企画課長

企画振興部の安藤でございます。

私の方から資料4に基づきまして御説明させていただきます。この政策は、幅広い分野におきましてICTの利活用を推進することで生産性の向上や地域経済の活性化を図り、県民が暮らしの便利さや地域の活力を実感できる社会を実現することを目的としております。そのために、2つの施策により構成されております。今回は（2）「ICT利用による地域の活性化」について御審議をお願いすることと

しております。また、その配下の事業についてですが、今年度は評価の対象となる事業はございません。

具体的には、秋田 I C T 戦略事業という事業を行っておりますが、事業費が 3 0 0 万円未満であるため、実施計画の定めにあるとおり評価の対象外となっております。

資料 4 の 1 ページ目を御覧ください。

基本政策「4－（２） I C T 利活用による地域の活性化」について御説明いたします。

「1 施策のねらい」についてですが、この施策は、県、市町村、関係団体、大学等が連携して I C T の利活用分野を検討し、I C T の利活用で地域課題の解決を行うほか、医療や福祉など県民に身近な分野における I C T の利活用を推進し、地域活性化に貢献するために実施しているものであります。

「2－1 代表指標の状況と分析」についてですが、代表指標①「実施された I C T を用いた地域活性化事業数（累積）」につきましては記載のとおり達成率が 3 0 0 % で「a」の判定となっております。

この指標の分析についてですが、I C T 等の先進技術の利活用の促進等を目的として、県内の団体、企業、大学、自治体等により、約 1 5 0 名の会員による「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を組織しております。このコンソーシアムにおきまして、I C T を用いた地域の活性化事業等に関する様々な取組を行っており、県は当該事業への助言等の支援を行っているところです。この支援を進めたことで地域活性化事業が順調に増加したものと分析しているところであります。

次に「2－3 施策の取組状況とその成果」については、資料に記載のとおりですが、（１） I C T による地域課題解決と事業化支援として、観光関連、フレイル健診、公共交通の 3 件の地域課題の解決への支援を行っているところであります。

また、（２）身近な分野における I C T の利活用の促進につきましては、様々な分野での利活用を促進するため、秋田 I C T フェア 2 0 1 9 の開催等により、県民に対して先進技術に関する理解の促進を図ったところであります。

「3 総合評価結果と評価理由」についてですが、代表指標①につきましては「a」判定となっており、定量的評価は「A」の判定となっております。

これらの達成状況と施策の取組状況や成果を総合的に判断し、総合評価は「A」としているところであります。

次に「5 課題の対応方針」について、施策の方向性ごとに御説明させていただきます。

(1) ICTによる地域課題解決と事業化支援についてですが、課題としては、各自治体が抱える地域課題についてヒアリングを実施しておりますが、具体的な課題の提案にまで至らないことが多いことだと捉えております。

対応方針といたしましては、継続的に市町村へのヒアリングを行い、各市町村が抱える課題の具体化に向けた支援を行うとともに、課題解決に向けたICT活用事例等の紹介を進めていきたいと考えているところであります。

(2) 身近な分野におけるICT利活用の促進についてですが、課題としては、ICT技術の進歩が速いため、県民の生活に身近な分野で、どのようなICT技術が利用できるのか、時期を逸することなく広く普及啓発を進めることが非常に難しいことだと捉えております。

対応方針といたしましては、秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアムを通じて県内ICT企業の技術を紹介し、関係団体の取組を促進するとともに、秋田ICTフェア等の一般向けのイベントを通じまして県民の先進技術に関する理解の促進を図っていきたいと考えております。

施策評価の説明については以上になります。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、調査審議ということで、対応方針を含めまして施策評価の結果について御意見・御質問等をお伺いいたします。

コンソーシアムへの支援は、ここに記載があるとおり助言等の支援は当然でしょうが、そもそも運営費の面での支援はあるんですか、県としては。

□ 安藤企画振興部参事（兼）情報企画課長

運営費につきましては、事務局が情報企画課になっておりまして、あとは会議開催等について、できるだけ公共施設を使うということで、あまり費用のかからない

形にしております、そういった面の支援はしておりません。

● 池村委員長

あってもいいのではないかなと思いました。はい、山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

施策名がＩＣＴ利活用による地域の活性化と書いてありますね。そうすると、活性化したかどうかというのがポイントのような気がするんですが、活性化に向けてこういう事業をやりました、何人参加していただきました、そういった数値と「活性化」という施策との関係は、どう理解したらいいんですか。

□ 安藤企画振興部参事（兼）情報企画課長

地域の活性化ということで、ＩＣＴを利活用して地域が元気になるというような形ですが、そういった活性化策として昨年度３件の事業をやらせていただいて、そういったことを通じて地域にいくらかでも還元されているのではないかとということで、施策の評価として使ったという形です。

◎ 山口委員

活性化の基盤づくりという施策であれば良いんですが、「活性化」というと、活性化したかどうか、その結果が具体的にどう反映されたのかというものがないと、この施策評価にはなりにくいなと思ったんですが。

● 池村委員長

言葉を変えて言いますと、施策に掲げる代表指標というのは、アウトカム指標なんです。それに見合うものになっていますかという、根っこの問題意識があるということです。アウトプット指標ではないというのが一応ルールになっていますので、その辺がどうでしょうかということです。

□ 安藤企画振興部参事（兼）情報企画課長

私どもといたしましては、ＩＣＴによる便利な暮らしの実現、地域の活性化とい

うことで、いろいろな活動をするということで今までデジタルイノベーションコンソーシアム等を通じて活動させていただいています。

御指摘のとおり、実際にその活性化となれば、その活動に何人参加したとか、実際の事業によってどのぐらいの活性化が図られたかということが、指標になると思いますが、ただ、今回の事業につきましても、医療分野、交通系の分野で、それからもう一つは観光とWi-Fiの関係の事業ということで3件やらせていただいております。個別の事業によってその指標がかなり変わってくるのかなということで考えております。例えば観光であれば、その観光施策によってどのぐらいの利用者数が出たかという形になりますが、介護であれば、フレイル健診ということで実際に予備軍的なものを捉えるための健診事業という形になっております。それから交通系につきましては、国際教養大学に御協力いただきまして、駅ーキャンパス間のリアルタイム運行情報の提示をさせていただいております。

そういう意味では、事業によってかなり捉え方が違うものですから、今回は実際に行った事業の数をまずは指標として捉えさせていただいたというところであります。

□ 事務局

委員のおっしゃるように、地域の活性化を端的にあらわす指標の設定というのがなかなか難しいなというところがございまして、そういったところで今回このような事業数という形になっているんですが、今この指標を変えるというわけにもいきませんので、この形で進めさせていただきたいと思っておりますが、次にこういった指標を設定する際には、やはりその評価の仕方というものもありますので、そういったところも検討しながらより良い形の指標の設定をしていきたいと考えてございます。

● 池村委員長

そういうことでしょうか。

◎ 山口委員

これらに関しては県民意識調査でしたか、該当するデータはないんですか。

□ 事務局

直接は、なかったと思います。

◎ 山口委員

そうですか、わかりました。確かに、それぞれのこの3つの事業ですぐに地域活性化が図られるとは私も思わないんですが、今後、適切な指標なり、あるいは施策名なりというものを検討していくことになるんでしょうね。

● 池村委員長

問題意識は当然だと思うんですけど、比較的新しい施策ですので、こういう事業を行いましたよというところを見るしかないという面もある。ただ、そういう面が徐々にこういう成果を上げましたとか、そういう記述へとつながっていくだろうということを期待するしかない、今の段階はですね。そういうことなのだろうと思います。

そのほかはいかがでしょうか。はい、岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

課題と今後の対応方針ですが、様々な自治体なり地域の人たちが抱えている課題というものと、県内外のICTの技術をうまくマッチングさせることが重要だと思うんですが、(1)と(2)を分けずに一緒にというか、課題解決に向けた事例を紹介するとともに、県内のICTの企業等を回していくみたいところで、あまり分けなくてもいいんじゃないかなと少し思いました。

あと、先ほど指標の設定をどうするかという話がありましたが、ICTを用いた地域活性化事業の目標値が、果たして「2」というのが良いのかどうかというところを感じました。ICTは、別に立派な建物を造るというわけでもないもので、もっと気軽に10個くらいバンとやってみようよ、そのうちの8個は駄目かもしれないし、というようなノリでやっていいものではないかなと私は思いました。多分2-3の(1)で、こんな事業がありましたと書いてあるのも、大体国から予算が来ていて、誰かが持ち出しをしてやるというものではないと思うので、あまり固く考えずにばんばんやれる方向で進めた方がこういう事業は楽しくやれるんじゃないか

なと思いました。

● 池村委員長

はい、どうでしょうか。

□ 安藤企画振興部参事（兼）情報企画課長

今回目標を3件としていますが、デジタルイノベーションコンソーシアムの皆様との話の中でも、やれる事業があれば積極的に取り組んでもらうように話をしております。自治体のヒアリングにつきましては、情報企画課で全ての市町村を回っておりまして、様々な課題について聞き取りしています。そういった中で得た情報についてもコンソーシアムの方に提供し、内容を問わず、取り組めることから進めていきたいと思っています。

● 池村委員長

そのほかいかがですか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

今の評価とも関連するんですけど、実証実験的な3つの事業、1つ目は実証を開始した、2つ目は実証を行った、3つ目は3か月の実証実験ということでしたので、何か利用者の声とか利便性が上がったとか、報告書みたいなものはおありになるものですか。そういうものがあれば、きっともう少しやったことに対する評価とか、数はもちろん十分で300%となるんでしょうけれど、この中身について評価しやすかったかなという感想でした。もしありましたらお願いしたいと思います。

● 池村委員長

いかがですか。

□ 安藤企画振興部参事（兼）情報企画課長

御指摘のとおり、これらにつきましては、実証試験ということで国の方からの資金をいただいたりしながら進めているところです。実証試験の報告書等は、きちん

と作成されておりますので、今後は、報告書内容等も踏まえながら、その中身を反映した評価をしていきたいと思いをします。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。

ないようでしたら意見集約ということですが、対応方針については特に問題はないが、しかし利用者の声の反映という点を今後考えていただきたいという、そういう御意見はあったということだろうと思いをします。対応方針について、別に異論があったというわけではないです。

それから評価自体について、代表指標であります、この性格をめぐっては、やや現段階では曖昧さは残るものの、今回の評価としては特に問題はないであろうということになろうかと思いをします。ただし、代表指標の設定については、そもそもこの目標値といひますか、もう少し緩やかなといひるか、多くてもいいのではないかといひ御意見がありました。目標値の設定については、更に考える余地があるといひところかなといひ気がいたします。そういうところで事務局と相談の上、評価委員会の意見をまとめたいと思っております。御了解いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、以上で本件については終了といたします。

□ 事務局

午前中の審議は以上になります。午後の開始は当初1時半を予定しておりましたが、1時からの開始とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

□ 事務局

皆様お揃いのご様子ですので、午後の部を始めさせていただきます。

その前に、御手元に資料を配付しておりますが、午前中の審議で話題になりました全交通事故死者に占める高齢者の割合、これにつきましては秋田県が67.5%に対して全国平均が55.4%ということで、本県の割合が高いという結果になっております。

また、運転免許保有者に占める高齢保有者の割合につきましても、全国が22.9%に対して本県は29.7%ということで、やはり高くなっているという状況でございます。

それから、御手元の方に教育委員会、それから公安委員会・警察本部長からの諮問文書を新たに配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

午後の審議につきましては、今申し上げましたように、教育委員会、それから公安委員会・警察本部長が実施した政策等の評価について調査審議を行っていただきたいと思います。

それでは、池村委員長、よろしくお願いいたします。

● 池村委員長

承知しました。

それでは最初に、議事（2）であります、「令和2年度 教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」、説明をお願いいたします。

□ 片村教育庁総務課長

教育庁総務課の片村でございます。

資料5「令和2年度 教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」を説明させていただきます。

なお、私から教育委員会の部分について説明させていただきます。公安委員会、それから警察本部長が行う部分につきましては、議事（3）の②公安委員会・警察本部長が実施した政策等評価の審議に入る前に警察本部から説明となりますので、よろしくお願いいたします。

「I」を御覧いただきたいと思います。「令和2年度の評価実施計画の概要につ

いて」の教育委員会に係る部分についてでございます。

教育委員会においても、先週の第1回委員会で説明を行っております、知事が行う評価実施計画の概要と同じ内容ですので、ここは説明を割愛させていただきます。
5ページを御覧いただきたいと思います。

「Ⅲ 政策評価委員会における審議対象の選定について」であります。

1に記載しております選定の視点をもとに審議対象を選定したところ、2に記載したように「政策6 ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」、「施策3 世界で活躍できるグローバル人材の育成」、そして、その中の事業として「AKITA英語コミュニケーション能力強化事業」について、評価の妥当性の点検をお願いするものであります。

説明は以上となります。

● 池村委員長

ありがとうございました。

ただいまの評価に関する実施計画等につきまして、何か御質問等ございましたら御発言願います。

それでは、御了解をいただいたということで先に進ませていただきます。

議事（3）の審議に入ります。

最初に資料6の「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」について、事務局より順次説明をお願いいたします。

□ 齊藤総合政策課政策監

総合政策課の齊藤でございます。

資料6を御覧ください。

まず表紙ですが、この政策は秋田を支える自覚と未来を切り拓く、気概に満ち、確かな学力・豊かな心・健やかな体を備えた人材の育成などを目指すものでありまして、7つの施策により構成されております。

このうち施策評価につきましては、今回は3の「世界で活躍できるグローバル人材の育成」を、それから事業評価につきましては、「AKITA英語コミュニケーション能力強化事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、政策評価の内容について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

「政策を構成する施策の推進状況」の「3-1 施策評価の結果」ですが、7つの施策の評価結果は「A」評価が1つ、「B」評価が3つ、「C」評価が1つ、「D」評価が2つとなっております。

2 ページを御覧願います。

各施策の評価理由を順に御説明いたします。

まず施策6-1ですが、1つ目の黒丸、代表指標の達成状況につきましては、実績値が未判明であり、定量的評価は「N」となっております。

2つ目の黒丸におきまして、定性的評価を行った結果を示しております。

その内容ですが、学校基本調査の公表時期が12月ということで「n」となっているわけですが、県が調査している秋田県高等学校卒業者の進路状況調査によりますと、令和2年3月卒業生の県内就職率は67.7%となっております。その場合、達成率が96.7%になります。そうした場合は「b」相当となります。

また、就職説明会等における県内企業の積極的なPRや就職支援員による企業訪問を通じた求人開拓をきめ細かく実施した結果、こうした成果というものも現れているものと捉えてございます。

以上、総合的な観点から評価した結果、総合評価につきましては「B」としております。

施策6-2ですが、1つ目の黒丸のとおり、代表指標の判定は「e」となっており、定量的評価は「E」となっております。

2つ目の黒丸が、代表指標の分析ということになります。この関連で先ほど事務局から補足資料を御手元にお配りしておりますので、こちらを御覧ください。

代表指標①の令和元年度の目標値、実績値、達成率を御覧ください。この指標につきましては、児童生徒のアンケートによるもので、目標値に対する達成率は98.7%と高い値となっております。しかしながら、令和元年度の実績値は90.4%で、現状値である平成28年度の91.0%より0.6ポイント下回っております。

また、前年度の実績値は91.1%となっており、令和元年度はこの数値よりも0.7%下回っているということから「e」判定となったものでございます。悪化したという点に関しては真摯に受け止める必要があるものの、一方で、一定程度高

い水準を維持している要因としては、県における少人数学習や探究型授業の実施が寄与しているものと捉えております。

3つ目の黒丸ですが、施策の取組状況と、その成果などによる定性的評価となっております。全国学力・学習状況調査では、12年連続で全国トップクラスの成績を収めるなど、特色ある教育の推進によって、施策のねらいの一つである確かな学力の定着が図られているものと捉えております。

総合的な観点から評価した結果、総合評価は「D」としております。

施策6-3ですが、こちらについては施策評価の審議対象となっておりますので、説明は省略させていただきます。

施策6-4ですが、こちらにつきましては、記載のとおり代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としてございまして、総合評価は「B」としております。

施策6-5についても、施策6-4と同様の考え方によりまして、総合評価は「A」としております。

施策6-6についても、代表指標の達成状況による定量的評価結果を総合評価としてございまして、総合評価結果は「B」としております。

施策6-7については、1つ目の黒丸ですが、代表指標の判定は「e」で、定量的評価は「E」となっております。以降に、定性的評価を行った結果を示しております。

2つ目の黒丸ですが、成果、業績指標としている生涯学習支援システムへの登録件数は、前年からさらに増加し、目標値を上回っております。アクセス数も大きく上昇しており、多様な学びの機会の創出が着実に進んでいるものと捉えております。

また、生涯学習講座につきましても、地域の実情に合ったテーマや時宜に沿ったテーマを取り上げるなど、内容の充実を図ることにより、施策のねらいでもある地域コミュニティの活性化等を担う人材の育成に寄与しているものと捉えております。

3つ目の黒丸ですが、北海道・北東北の縄文遺跡群が令和元年度に世界遺産候補に推薦されておきまして、市町村などと連携した情報発信の強化により、文化遺産等の価値の再認識や保存・活用への機運醸成などが図られているところであります。

これらの総合的な観点から評価した結果、総合評価は「D」としております。

施策評価の結果を踏まえまして、3ページの「4 総合評価結果と評価理由」になりますが、施策評価の結果を点数化した平均値が2.43となりまして、この政策の定量的評価は「C」となります。総合評価につきましても同様の「C」としてございます。

政策評価の説明は以上でございます。

□ 片村教育庁総務課長

続きまして、教育庁の方から説明させていただきます。

施策「6-3 世界で活躍できるグローバル人材の育成」について、説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

「1 施策のねらい」ですが、この施策はグローバル化が加速的に進展している社会において、ふるさとや異文化を理解し、協働的な問題解決の力や英語による発信力を育むための児童生徒の実践的な英語コミュニケーション能力を育成するために実施しているものであります。また、県民の国際理解を促進し、国際感覚や世界的視野を身に付けた人材の育成や、多文化共生の社会づくりを行っていきます。

「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①の英検3級以上相当の英語力を有する中学3年生の割合については、記載のとおり達成率は75.2%で、「d」判定という結果になっております。この指標の実績値は、平成30年度からは全県一斉に実施する英検I B Aの結果に基づいております。平成29年度までは中学校3年生全員が受験しており、その結果を集計しておりましたが、測定方法が若干変わっております。英検I B Aは、より客観的に英語技能の評価を行うためのテストでありまして、傾向をつかんで生徒が自律的に学習して対策することが難しいため、30年度以降の実績値が安定していないと考えております。

また、令和元年度の英検I B Aの結果からは、限られた時間で多くの英文を理解するといった問題の成績が伸びなかったことから、応用力を要する問題に課題があると分析しているところであります。

6ページを御覧いただきたいと思います。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」については、3項目設定しておりますが、達成状況等については資料に記載のとおりであります。

7 ページの「2－3 施策の取組状況とその成果」についても、これも資料に記載のとおりでございます。

8 ページ「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①については「d」判定となっており、定量的評価は「D」判定となっています。

応用力が求められる英検等の結果に基づく代表指標の実績は、目標値を下回っているものの、同じく中学3年生が受けた全国学力・学習状況調査の方は全国トップクラスに位置する結果が出ております。そのため、基礎・基本は定着しているものと考えているところであります。

また、国際交流事業やスーパーグローバルハイスクール指定校やAKITAグローバルネットワーク指定校による積極的な課題研究や国際交流活動とその成果普及の取組などの結果もあり、同じ時期の令和元年度の英検準2級相当以上の英語力を有する高校生の割合ですが、これは全国3位と、全国的にも高い水準にあります。これらの達成状況と施策の取組状況や成果を総合的に判断しまして、総合評価は「C」とさせていただいております。

「4 県民意識調査の結果」についてですが、5段階の満足度の平均点は2.90となっております。前年度の2.94からわずかに減少しております。

選択肢の回答ですが、「ふつう」が最も多く41.6%となっております。「不十分・やや不十分」の理由については、そこに記載されているように、日常の中で生かせる英語を学ぶ機会の充実、英語圏以外の異文化理解や多言語教育の普及、県全体での異文化の受け入れや外国語コミュニケーションの浸透などを求める意見が寄せられているという状況であります。

次に、9 ページ、御覧いただきたいと思います。

「5 課題と対応方針」について、施策の方向性ごとに御説明いたします。

まず（1）英語力日本一に向けた実践的な英語教育の推進については、課題は先ほども申し上げましたとおり、外部試験の成果からわかるように、実践的な英語コミュニケーション能力が十分に養われていないことと捉えております。

対応方針としましては、後ほど御説明させていただきますが、AKITA英語コミュニケーション能力強化事業によりまして国際理解や英語学習への動機付けを図り、生徒の英語力を強化していくとともに、指導主事による学校訪問や各教員研修を通じまして実践的な英語コミュニケーション能力を高める授業の在り方など

について指導・助言を行ってまいります。

（２）学校等における多様な国際教育の展開については、課題は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、海外との交流事業等を予定どおり行うことができなくなっているため、異文化理解を深める国際交流の機会が減っていくことと捉えております。

対応方針としましては、直接的な交流の代わりに、A L Tや国際交流員との手紙のやり取り、それからオンライン講座を実施しまして、英語コミュニケーション能力の向上や異文化及び自国の文化理解を深める機会を提供することとしております。

（３）多様な国際交流及び国際理解の推進と多文化共生社会の構築については、課題は、在住外国人に対する多言語での正確な情報提供や相談に対応する体制が十分ではないことと捉えております。

対応方針としましては、秋田県外国人相談センターに配置する相談員を増員し、幅広く情報提供できるよう体制を充実させてまいります。

施策評価の説明は以上となります。

□ 伊藤教育庁高校教育課長

高校教育課伊藤と申します。どうかよろしくお願いいたします。

資料の１０ページを御覧ください。

「A K I T A英語コミュニケーション能力強化事業」につきまして御説明申し上げます。

この事業は、平成３０年度から実施して、今年度で３年目を迎えております。詳しく御説明いたします。

まず、「１－１．事業実施当初の背景」でございますが、平成２５年度から実施してまいりましたこの先行事業となります「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業」というものがございました。その成果と課題を踏まえまして、国際感覚や世界的視野を身に付け、グローバル社会で活躍できる能力の育成を目指すため、本事業を計画したものでございます。

「１－２．外部環境の変化及び事業推進上の課題」でございますが、英検３級相当以上の英語力を持つ中学校３年生の割合について、国の目標値が５０％となって

おりますが、本県は現在のところ、そこには至ってございません。新しい学習指導要領が小・中学校においてはそれぞれ令和２年度、３年度から全面実施となります。また、高等学校におきましても令和４年度から年次進行で実施されてまいります。

英語教育の早期化と同時に高度化が進んでおりまして、児童生徒の英語コミュニケーション能力を高める取組が必要となっていると考えられます。

「２．住民ニーズの状況」でございますが、グローバル社会を生き抜く人材を育成する上で生徒の学習意欲及び英語力の向上が求められております。その機会としまして、例年、イングリッシュキャンプを実施しております。こちらは、参加した児童生徒の満足度が約９割というような好評を得ております。昨年度は定員を上回る参加希望がございまして、大体定員は６００名程度を考えておりますが、それを上回る希望者があったところです。

「３．事業目的」でございますが、こちらは小・中・高等学校の連携により、児童生徒の英語のコミュニケーション能力の強化を目指すとともに、英語担当教員の指導力改善の取組を進め、より一層授業力向上を図っていきたいと考えております。

「目的達成のための方法」でございますが、まず１つ目といたしまして、授業改善プロジェクト事業でございます。こちらは英検ＩＢＡによる生徒の英語力の把握及び外国語指導助手、ＡＬＴと呼んでおりますが、その配置、それから２つ目の教員研修プロジェクト事業でございますが、こちらでは外部専門機関等との連携を通じた教員研修、それから３つ目の異文化体験プロジェクトでございますが、こちらはイングリッシュキャンプ及び高校生米国語学研修を実施しているところでございます。

「昨年度の評価結果等」でございますが、文部科学省が実施しております英語教育実施状況によりますと、指標Ⅰにつきまして、本県中学３年生の英検３級相当以上の英語力を有する生徒の割合は全国２７位でございます。それから、高校３年生の準２級相当以上の英語力を有する生徒の割合は全国３位でございました。

また、指標Ⅱに相当しますが、授業における英語担当教員の英語使用状況につきましては、中学校では全国２位、高等学校普通科におきましては全国２９位と、それぞれ若干前年度から改善が見られております。

「６．事業の全体計画及び財源」につきましては、令和元年度決算額の１億３，０９６万円のうち、授業改善プロジェクトが１億１，７３５万円を占め、その大部

分が外国語指導助手 25 名配置しております。そのほかに生徒の英語力を図るための英検 I B A の委託料も含まれております。また 2 つ目、教員研修プロジェクト事業でございますが、こちらは大学講師への謝礼等でございます。それから 3 つ目の異文化体験プロジェクトにおきましては、国際交流員の報償費や米国語学研修の渡航費用補助となっております。

「7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」でございます。

上の方、指標 I を示してございますが、こちらは中学 3 年生の英検 3 級相当以上及び高校 3 年生の英検準 2 級相当以上の英語力を有する生徒の割合から算出しております。

その下、指標 II でございますが、これは本事業において指定しております県内 3 地区の中学校、高等学校の拠点校及び協力校におきまして、授業の半分以上を英語で授業を行う教員数の割合ということで算定しております。

1 次評価でございますが、必要性の観点におきましては、課題、住民ニーズ、県関与、いずれも妥当性が「a」であることから、全体として「A」としてございます。

次に、有効性の観点につきましては、中学 3 年生の英検 3 級相当以上及び高校 3 年生の準 2 級相当以上の英語力を有する生徒の割合が目標値に達成しておらず「B」としております。

また、効率性の観点におきましては、実用英語技能検定より安価な英検 I B A を導入しており、客観的に生徒の英語力を測ることができておりますので、「B」としてございます。

これらを踏まえた総合評価は「A」としております。引き続き事業内容の見直しや改善を図りながら、今後も継続的に実施していくべきものと捉えております。

以上で、A K I T A 英語コミュニケーション能力強化事業についての説明を終わります。

● 池村委員長

一連の説明をしていただきました。

これより調査審議に入ります。

最初に事業評価を取り上げます。御質問・御意見等ございましたら発言をお願い

いたします。いかがでしょうか。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

指標Ⅱの英語で授業を行う教員の数というのは、英語で英語の授業を行う教員の数でよろしかったでしょうか。

□ 伊藤教育庁高校教育課長

そのとおりでございます。英語の授業を行う際に、授業で導入のところから英語で話す場合もございますし、途中で日本語を織り交ぜながら、という場合もございます。これは、その授業の半分相当以上を英語で話すことのできる教員の数ということでございます。

◎ 岩根委員

ありがとうございました。最近の中学校とか高校の英語の授業のイメージが全く沸かなかったのですが、指標がⅠとⅡとあって、1つ目は生徒さんの能力、2つ目は多分先生方の能力を測られていると思いますが、どちらも結構良いところにいているなと感じております。

英語コミュニケーション能力強化事業ということで、ウィズコロナと言われる時期において、どのようにして英語のキャンプを行っていくのかとか、実際に異文化体験もなかなか従来の方法では難しいと思いますので、そんな中でも色々工夫をして進めていただければと思いました。

● 池村委員長

どんな方針かを少しお願いします。

□ 伊藤教育庁高校教育課長

ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、コロナの影響がこれからどうなるか我々も手探りで考えながらやっていかなくてはいけない、色々知恵を絞っていかなくてはいけないと思っております。今御指摘がありましたように、イングリッシュキャンプにつきましては、今年度も予定はしておりましたが、やはり実施で

きない状況になっております。

ただ、代替事業といたしまして、ファンライティングというものを実施しております。手紙で、文通のやり取りのような形で、ALTや教育庁にいるCIR（国際交流員）といったネイティブの方々と協力して、実際に会って話をすることはできませんが、手紙のやり取りを手書きでやっているところです。これも好評を得ていて、今550人ぐらいの申し込みをいただいているところでございます。

あと、学校の方でも工夫しておりまして、オンラインを活用して英語のディベート大会もやっているところでございます。

実際に、なかなか外国に赴くということができない状況がございます。来年度以降、状況が改善してくれば有り難いと思っておりますが、先が読めませんので、高校の方では授業の改善ということで、1人1台のポータブル端末を配置し、その中で学習指導も進めてくため、遠隔授業にも対応できるように考えています。外国に直接赴かなくても外国の仲間たちとコミュニケーションを図るといったことが、まずできることだと思いますので、工夫しながら進めていきたいと考えています。

● 池村委員長

そのほかございませんか。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

イングリッシュキャンプというのがかなり魅力的な事業内容だと思いますが、イングリッシュキャンプの中で、参加する生徒さんたちが大きく成長するところ、成果として得られるものというのがあれば、お伺いします。

□ 伊藤教育庁高校教育課長

御指摘のとおり、やはりイングリッシュキャンプは、非常に好評いただいております。参加希望者も多い状況でございます。当然、英語力、特にコミュニケーション能力の育成を目標にしておりますが、心を開いて自分の考えを発信していく力、そしてまた、相手の考えを聞き取る力についても、大きく伸びるところだと思っています。担当の方から、詳細を補足させていただきます。

□ 小林教育庁高校教育課指導主事

イングリッシュキャンプについてですが、参加した各地域の子どもたち同士の交流を通じて、ほかの事業への参加がよく見られます。例えば、キャンプに参加した生徒が高校生の米国語学研修に参加したり、あるいは即興型ディベート大会に参加したりといったことが見受けられます。また、そういった活動を通じてお互いに進路の目標を共有したり、ディベートや論理的表現を、互いに練習し合ったりして、弁論大会及びスピーチコンテストに参加するなど、参加者同士の切磋琢磨が全県通じて行われるというのが別の面での利点だと考えております。

◎ 福岡委員

ありがとうございます。グローバル企業のトップの方を見ると、非常にプレゼン能力が高く、コミュニケーションももちろん大事で、それらがベースとなり、是非世界に通用するように、プレゼン能力がどんどん向上していくための上手な組み立てをお願いできればと考えております。2年程前に、秋田市が友好姉妹都市の海外の高校生を6、7名ずつ秋田市に集めて、自分たちが住んでいる街についての気候変動に関する政策提案をグループで考えてプレゼンし合うという取組がありました。日本の高校生は、はじめの方は政策を考えるということにも慣れていないし、なかなか苦労されていたのですが、最終日のプレゼンの際には、他の国の高校生に負けなくらいの見事な力を発揮したのを目にしたことがございます。ウィズコロナというこんな時代、キャンプの代わりに、いろいろな世界の都市とオンラインでつながるような、少しレベルの高い様々な事業を是非御検討いただきたいと思います。

□ 松田教育庁高校教育課副主幹

英語教育推進班の松田でございます。

今のお話について、追加で御説明申し上げます。

昨年度まで秋田南高校がSGH（スーパーグローバルハイスクール）に指定されていて5年間研究してまいりました。その中で世界に目を向けて課題解決しようということで、秋田の食の問題、さらに発展して世界の食の問題というのを課題として設定し、英語でプレゼンテーションをするということになりました。秋田南高校

1校だけで終わるのは非常にもったいない話ですので、AKITAグローバルネットワーク事業を展開しておりまして、秋田県内で4つの高校を指定校としております。指定校の生徒たちが秋田南高校のプレゼンテーションなどを見学して、課題設定の仕方、プレゼンの仕方といったノウハウを受け継いでおりまして、その4校でこれからプレゼンを行うため取組を進めているところであります。ただ、その4校だけで終わるのではなくて、周辺校を呼んで、活動の普及を図るということで、SGH指定校のノウハウを無駄にしないようにこれから取り組んでいくところでございます。

● 池村委員長

吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

質問になりますが、指標Ⅰについて、中学3年生で英検3級、高校3年生で準2級となっていますが、全部ひとまとめにしてこの目標値を設定していらっしゃるのでしょうか。今回は、高校生は少し上がったけれど、中学生の方では下がってしまったということかと思いますが、全然ジャンルの違うことのように思います。このような設定の仕方をされた理由と、あとは英検ⅠB Aで経済負担を少なくしたということですが、中学生の成績が下がってしまった理由やその対策について教えてください。

□ 松田教育庁高校教育課副主幹

この指標ですが、中学生と高校生が一緒になっている理由は、平成30年度からAKITA英語コミュニケーション能力強化事業が始まりまして、これは中学校も高校も含めて全体で力をつけていきたいと思いますという事業でしたので、中学校だけ、あるいは高校だけの指標だと、どちらかの結果しか測れないものですから、中学校3年生と高校3年生とを合体した評価になっています。

ただ、第3期ふるさと秋田元気創造プランの方では、中学校3年生の英検取得率、中学校3年生のみの英検3級相当以上というものを数値で示しております。

◎ 吉澤委員

分かりました。中学生の方が下がってしまっているというのは、残念なところだと思いますが、どういうふうにお考えになっておりますか。

□ 松田教育庁高校教育課副主幹

先ほど総務課長及び高校教育課長からお話がありましたが、本県では平成30年度より生徒の英語力を図る能力判定テストとして、英検I B Aというものを活用しています。これは英検と違って、本物の資格になるものではございません。この点数だったらこのぐらいの力があるということを判定してくれるテストであります。英検と異なって資格認定されないというところで、英検と比較して、生徒の自律的な学習がなかなか望めなかったのかなと思っております。

英検I B Aの結果分析では、平成30年度と比べて、リスニング力とリーディング力、ともに大きく結果が下がってしまいました。昨年度実施した全国学力・学習状況調査では、全国と比べても良好な結果でしたので、先ほど総務課長からも話がありましたが、基礎的な力についてはと考えております。ただし、短時間で比較的多くの英語を聴いたり読んだりしながら、詳細を正しく捉えて情報を分析、類推する、いわゆる応用問題に対応できていなかったのではないかと分析しております。こういったところについては、授業、学校訪問等を重ねながら改善していければと考えております。

◎ 吉澤委員

分かりました。あと、この受験の費用は本人負担という理解でよろしいでしょうか。

□ 松田教育庁高校教育課副主幹

これは県の方で負担しております。

◎ 吉澤委員

高校生もですか。

□ 松田教育庁高校教育課副主幹

そうです。

◎ 吉澤委員

全部ということですね。はい、分かりました。

● 池村委員長

そのほかありませんでしょうか。ないようでしたら施策評価の方に移ります。

はい、相原委員。

◎ 相原委員

資料の 7 ページ（2）の、先ほど御説明もいただきましたが、スーパーグローバルハイスクールの秋田南高校、たまたま私どもの研究所で、勉強のほんの一部ですがお手伝いをさせていただいて、私も 1 学年のコース 3 つに分かれて、60 人ぐらいの生徒さんの前で講義をしました。講演の資料も当日お配りして、スライドで説明する形でしたが、質問コーナーに入ると質問連発で、自分の高校時代と比べて、こんなに問題意識が高く、頭を使って考えることをやっているのかと新鮮な驚きでございました。秋田南高校に限らず、皆さん想像以上に勉強していて、いろいろな疑問が出てくるし、着眼点も非常に良いので、今後新たな展開があるということでしたが、こういう形で国際性を磨いていく活動を、是非継続していただければと思います。

□ 伊藤教育庁高校教育課長

ありがとうございます。

● 池村委員長

そのほかございませんか。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

これも質問になりますが、施策 6－2 で、生徒さんに聞いたアンケートでは、授

業で自分の考えを発表する機会がよくあると思うという割合、そういった回答の児童の割合が少ないので「e」になったということですよね。一方では、秋田の探究型授業が浸透している、発表に関する授業への関心が高いと。このアンケート結果は県内の学生さんのもので、そして追加で配られた補足資料の方では「全国学力・学習状況調査における」と記載がありますが、こちらも県内の結果ですよね。このズレがよく分からなかったのでお聞きしたいと思います。

□ 中井教育庁義務教育課主幹

今の御質問についてですが、資料を御覧ください。

この令和元年度の実績値が90.4%ということで、前年度よりも若干低くなってしまったことと、現状値よりも下がってしまったということで「e」ということは御理解いただけるかと思いますが、もともとこの数値を決定した際、既に90%を超えているという状況でありました。そういうことで努力目標的にしているということです。ただ、年ごとの小学校4年生から中学校2年生までのアンケートの結果を見ますと、同じ子どもであっても年度が変わりますとやはり数値が若干変わるということで、これは誤差とは言いませんが、多少の数値のブレというような感じで捉えているところはあります。ただ、それをどう捉えればいいのかということで、全国学力・学習状況調査のことを分析のところに書いておりますが、全国と比較した場合、本県の子ども、6年生であれば発表に関して一生懸命やっていると答えている子どもが11.7ポイント高いですし、中学校2年生においても24.2%ということで、全国平均をかなり上回っている状況であります。施策の評価ですので、実際的には「e」という判定ではありますが、子どもたちの現状としては大きく変わるものではないと捉えているところであります。

◎ 吉澤委員

分かりました。そんなに大きく下がっているわけではないですね。ただ、子どもさんの主観というか、そういうものをどう捉えたらいいのかなと今御説明を聞いて思いました。ありがとうございます。

● 池村委員長

今は施策を扱っていますので、中心は言うまでもなく 6－3 ということになるわけですが、したがって今のは政策のところの議論なのかと思いますが、私の方から確認したいのは、この席上に配付された補足資料ですよね。総合政策課が自主的なのか、教育庁の要請なのか分からないけれども、これを提出された意図は何ですか。

□ 事務局

政策評価の 3－2 の施策評価の概要の資料だけで、施策 6－2 を見ていただいた時に、内容があまりにも分かりにくいかなということがありましたので、代表指標の状況を説明するために、あえて 6－2 については提出をさせていただいたというところでございます。

● 池村委員長

総合政策課の判断ですね。

□ 事務局

そうです。

● 池村委員長

分かりにくさを解消するというためということだそうですね。またそれは後で出てくるかもしれません。とにかく今は 6－3 を中心に御審議いただきたいと思っておりますので、お気付きのところがありましたら御発言願います。ありませんか。

それでは、9 ページ、「課題と今後の対応方針」についてはいかがでしょうか。ありませんでしょうか。県民意識調査の結果も反映した堅実な内容となっていることは言えるだろうと思います。

それでは、政策評価に移りたいと思います。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

施策 6－7 ですが、小・中学校のことが書かれていますが、地域のことを知るとするのは、やはり子どもにとってはすごく大事なことで、そこから地域を考え、自分の出身地を考えるということにつながっていると思います。地域を考える教育と

いうのは、小・中学校では力を入れていらっしゃるというふうに受け止めておりますが、やはりこういった施設や史跡を見るということをさらに進めていただけたらと思います。県内の施設、例えば大曲の農業科学館などは、岩手の方からも小・中学生が利用しに来ているようですし、県内の人に使っていただくほか、近隣の県、東北まで広げてもいいのかもしれませんが、力を入れていただければと思っております。

あとは、高校生が抜けてしまっていて、意外と地域のことを知らないのかなと思うところがあります。高校生の地域教育がどうなっているのかというところですが、大学に入ってきた人が県内のことを知らないということが結構ありまして、大学に入ってからいろいろと調べて改めて見直したというようなことを言われます。県外の方が県内のことを知らないのは、新鮮に感じるだけだと思いますが、高校生の時にもこういう地域教育があるといいのかなと思いました。感想です。

● 池村委員長

ありがとうございます。何かありますか。

□ 藤澤教育庁高校教育課主幹

高校教育課の藤澤です。

高校教育課では、毎年、地域を支える人材育成事業の中で、地域連携強化事業というものを行っており、地域と連携した様々な取組を行いたいという学校に手を挙げてもらい実施しております。例えば、十和田高校では鹿角学という総合的な探究の時間の中で、子どもたちが地域の歴史や文化を学び、そういった探究活動を通して地域の良さに気付いていくというような取組を行っております。こういった取組を更に充実したものにしていきたいと考えております。

● 池村委員長

そのほかございますか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

この政策の目的の一つが「地域ニーズを敏感に捉えながら、県内産業や地域社会

を将来にわたって発展させるために、大学等による教育・研究・地域貢献活動の充実を図る」ということで、私どもは秋田県の設置する大学なので、施策6－6「地域社会と産業の活性化に資する高等教育機関の振興」の中に位置付けられており、色々と取組を進めているところです。6－6の代表指標となっている共同研究・受託研究数が「a」判定となっており、有り難く思っております。

若干情報提供させていただきますが、こうした県の方針の中で、私どもの大学では、あきた地域学というのを必修科目としておりまして、相原委員にも協力いただいて、そういったネットワークの中で授業を展開しております。

それから、航空機関連技術や農業の6次産業化、木材部材の開発という県の重点施策分野を担う人材の育成を進めていくため、大学院を4専攻から総合システム工学専攻の1専攻に変えて、分野横断的に県の課題に取り組んでいこうということで再編の準備を進めているところです。そうした意味で、県の基本的な方針のもとに秋田県立大学も貢献できるように進めておりますので、ここで御報告しておきます。

● 池村委員長

ありがとうございます。

そのほかございませんか。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

資料2 ページの一番下の施策6－7、1つ目の黒丸ですが、ここが「e」ということですが、改めて第3期ふるさと秋田元気創造プランを見てみますと、目標値自体は緩やかに上がっております。「e」となると目標に対してかなり遠いということでしょうが、調書には特に理由が書かれておりません。どのようなことが「e」になった原因と把握されているか教えてください。

□ 糸田教育庁生涯学習課学芸主事（兼）社会教育主事

教育施設のセカンドスクールの利用、数字の面を見ますと、ここ数年間、減少傾向にありますが、教育施設の側でも、プログラムに関して学校のニーズと少しズレがあったのかなという反省点もありますので、そういったところは改善を図っているところです。

あと、もう一つ学校側の状況としましては、学習指導要領の改訂などもありまして、今、学校行事の見直し、精選が進んでいるという中にあって、なかなか今までどおり校外に出て学習するというのが、きちんとした理由付けがないと簡単にできなくなっているというところもあります。そういった意味で教育施設の方でも、学校に利用してもらえるようなプログラムの工夫というのも一つありますし、また、特に今年度はコロナの影響もあるわけですが、これまでのように学校に来てくださいますとただ呼び掛けるだけではなくて、教育施設の方でも、例えば出前授業などの形で学校の方に出掛けていくといったやり方もできないかとの後検討していきたいと思っているところです。

● 池村委員長

そのほかありませんか。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

この政策評価、結構辛いなと思って見ていたのは、施策6-2が「D」評価ですが、この補足の資料を見ると、児童自身が自分のことをとても辛く評価したのか、自己肯定感が少なかったのか、何でこういう数値になったのかと疑問に思っています。逆に、この3ページの県民意識調査の結果を見ると、6-2については「十分」と答えている割合が4.1%で一番高い。なかなか評価というのは難しいなと見て思ったんですが、こういうのをトータルして最終的な評価結果というのを今後うまく出せばいいのではないかなと感じました。私もこの県民意識調査の結果とほぼ同じような感覚で、秋田の子どもたちは、すごく頑張っていると感じていますが、何で「D」評価になってしまうのかなと、そういう指標にしたからなのでしょうけれども、思ったところです。本当はもっと頑張っていて、ここはほかの施策と比べてみても、総合評価がもう少し良くていいのではないかなと心の中で思っております。

● 池村委員長

ありがとうございました。

委員長としてではなくて個人として意見を申しますと、岩根委員のお考えに似て

いるところがあります。先ほど事務局から、2ページの記載だけだとやはり分かりにくいだろうから、この6-2の追加資料を提出したと説明がありました。おそらくその際は、「E」がなぜ「D」になったのかというところが不分明なまま残るだろうからという御配慮であったと思います。それは非常に有り難いことで、私どももよく分かりました。

ただ、それに関して教育庁の方からは、元々現状値は高いんです、実績値は現状値を下回ったが現状値が高かったという背景があるんです、目標値は努力目標として掲げたという面があります、という説明がなされたかと思います。

しかし、施策目標が達せられたかどうかというのが、施策評価に直結する面があるわけです。その意味では、数値目標をそういうレベルでお考えいただくのは必ずしも適切ではない。まずそこは指摘しておかなければならないように思います。

その上で、今の6-2は背景も分かったとして、全体を見渡してみると、3ページの一番上にありますが、定量的には「C」になる。数値化すれば2.43だということですよね。私は、これは教育行政が精彩を欠いているという、そういう評価になってしまうのではないかと少し危惧するところがあります。言ってみれば、本当は頑張っていらっしゃるんじゃないかなということです。昨年度は2.86ですので、同じ「C」でも平均点はガタッと落ちていきますよね。本当なのかなと思うところはあります。一つ一つの施策評価の結果を2ページで確認していくと、いくつかのところで気になる点がありますが、やはり6-2が気になるんです。御説明にあったとおり、現状値は91.0%であり、令和元年度は90.4%であるということで、現状値を下回り、平成30年度を下回っている。だから「e」でしかないんだということです、これはルールからしたらそのとおりなんです。だけど、その設定が良かったかどうかは別として、元々の現状値が高かったということで、そんなに大きな変化がないんですよ。そして、探究型授業を充実させておられる等の定性的な分析が可能だと。それから、この指標についても一応98.7%の達成率を示しているということもありますし、先ほど岩根委員が御指摘の県民意識調査を見ると満足度の平均が3.23で各施策と比べても一番高い結果となっています。私どもは県民意識調査の結果をストレートに評価に結びつけるということはやめていますが、全く参考にしないということでもない、という認識であります。その点から考えても、少し厳しいかなとは思いますが、だから、難しいと岩根委員がおっ

しゃった、それが本当のところだと思います。ですが、第1回の委員会で山口委員から重み付けという言葉も出てきましたが、定性的評価の中で考慮すべき点は十分に考慮すると。その上で考慮された事項については、過大評価や過小評価はいかんと。そういう軌跡を残しながら総合評価をするということが行われているはずだし、我々もそういう目でチェックしなければならないということからすると、やはり、少し厳し過ぎるのかなとは思いますが。ただ総じて言えば、一つは、評価はあまり複雑にしない方がいいということがあると思います。それからもう一つは、やはり評価は厳しめの方がいいだろうということです。ですから、私個人としては施策6-2についても、この全体の施策評価平均点の2.43という評価についても、特に再度検討してほしいなどということを発言するつもりはありません。ただ、今私が申し上げたような定性的評価を十分に行ったならば、結果も少し違って来た面があるのではないかと思える、そういう評価であったと個人的な見解を述べさせていただきます。以上です。

ですから、何を見るべきか、適正な評価というのは、どれくらいなのかということとを十分気遣うような自己評価を行うとともに、私どものチェックにおいてもそういったところを心がけなければならないということを久しぶりに自覚させられました。難しいなと岩根委員がおっしゃっていましたが、そういうことだろうと感じたところです。

□ 事務局

6-2に限らず、この政策については、定性的評価で若干上げている施策がございます。6-2につきましても、相当、教育委員会と総合政策課で相談をしまして、評価をした結果としてこのようになっておりますが、やはり定量的評価が出たものを定性的評価で変えるというのは、無闇にやっていいというわけではないと考えておりまして、そのバランスも考慮した結果として今回の結果になっているという状況でございます。

今、いただきました御意見も踏まえまして、今後、更に適正な評価になるように努めていきたいと考えております。

● 池村委員長

実に妥当なお答えをいただいたと思います。よろしくお願いいたします。

やはりこの政策は秋田の売りの一つでしょうし、施策6－2は、その中で傑出した存在であるわけですね。だから、そこをやはり十分に見てみたいなと思います。

評価制度をどうするかということも含めて、今、心強い御意見をいただきましたので、そういうふうにしたいと思います。そこを今度、総合政策課長が座長として議論を進めていただくということをお願いしておきましょう。

そのほか政策、あるいは全体についてでもよろしいですが、御意見、御質問がありましたらお願いします。吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

6ページのイングリッシュキャンプの件で、自己負担になったために回数も減らし、なおかつ、多数応募があったので抽選で参加できないとなっていて、予算の関係もあると思いますが、なるべくたくさんの人に受けてもらえる方がいいですね。英検の成績を上げていくというのもありますけれど、その下の方を押し上げてあげるという取組も何かやっていかなければいけないと思いますので、少しずつでも広く行き渡るようなことを考えていただければと思います。そういったことが人数の減につながってしまっているとすると、よろしくないのかなと思います。

□ 松田教育庁高校教育課副主幹

ありがとうございます。イングリッシュキャンプにつきましては、確かに人気のある事業でございますので、実は今年度は3回増やしております。大体100名強プラスして参加できるように設定はしておりましたが、コロナの影響で残念ながら中止ということになりました。

また、例えば県北であれば大館少年自然の家、中央地区であれば教育センターなど、そういった無料または非常に安いところで、夏場はクーラーがなければ大変です。クーラーのないところは使わないようにしております。県北であれば、大館少年自然の家で実施するのですが、大体生徒の参加は保護者の方の送迎になります。そうすると、やはり能代地区からは少し遠いということで、なかなか参加できない生徒もいるのが現実でございます。そういったことで、人気がある事業ではありますが、人気のあるのはどうしても中央地区で、そこでは定員の都合で参加でき

ない生徒が出てきます。県北だと、定員に満たなかったということも現状でございますが、まずはトータルで参加人数を増やしてこれから実施していきたいと考えております。

● 池村委員長

そのほか。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

評価とは直接関係ないのですが、1 ページ目の「2 政策を取り巻く社会経済情勢」の令和 2 年 4 月の「学習指導要領が小学校等で全面実施され・・・」のところで、プログラミング教育に取り組むこととなったと、興味深いキーワードが出てきましたので、具体的にどのようなことをされているかを教えていただけますでしょうか。

□ 櫻庭教育庁義務教育課副主幹

義務教育課指導班の櫻庭と申します。よろしくお願いいたします。

プログラミング教育につきましては、コンピュータ等を子どもたちが自分で操作し、プログラミングに係る考え方を身に付けていくというものです。例えば、小学校の算数の授業で行われる図形を描くということについて、これまでは定規やコンパスなどを使いながら図形を描いていくことが一般的でしたが、それをコンピュータに子どもが自分で命令を与えながら、例えばある点を右に 3 つ動かす、それを更に上に 1 つ動かすというような命令をコンピュータに与えながら、自分が描きたい、描くべき課題となっている図形を描くことなどが挙げられます。このような活動を通じてコンピュータの操作方法に加え、コンピュータをツールとして活用しながら、自分が行いたいことを実行するための考え方を身に付けていくといったことを教科等の授業に取り入れながら進めていくことが、小学校の学習指導要領に示されました。例示されているのは、小学校の算数や理科等においてです。なお、小学校におけるプログラミング教育というところが注目されておりますが、それを発達の段階に応じて体系的に進めていきながら中学校、高等学校においても取り組んでいくということになっております。

◎ 福岡委員

ありがとうございました。

一昨年、仙北市長にインタビューする機会があり伺ったところ、仙北市はSDGsの未来都市の指定を受け、戦略的に子どもたちの教育に取り組み、ドローンのプログラミングを市域小学生全員ができるようにするとのことでした。確か2019年には100%の達成率を実現されているはずです。英語教育もちろん重要ですが、「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」ということを考える時には、多様な視点の仕掛け方、教育の仕方というのが重要になってくると思っております。SDGsに関しては英語が仮にできなくても、国連が2030年までに全世界誰一人取り残さない目標として17のゴールを決めていて、いろいろな言語で語られているグローバルワードです。世界共通の認識、世界共通の達成しなければならない目標となっているので、そこも見据えながら、秋田県の政策を継続していただければと考えました。

● 池村委員長

それでは、一応尽きたように思われますので、意見集約に進みますが、政策、施策、事業、いずれの評価結果についても、異議はなく、妥当であるということにさせていただきます。

今後の方針については、政策論的な提言がありましたが、ここではそれは盛り込むことはいたしません。

9ページの県民意識調査の結果に基づく課題の摘出と今後の対応方針という点についても、特に問題はないというふうにさせていただきたいと思います。

委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

以上で本件は終了です。ありがとうございました。

□ 事務局

説明者交替のため、休憩を取らせていただきたいと思います。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは会議を再開いたします。

最初に、資料 7 「少年非行防止・保護総合対策の推進」の審議に入ります前に、先ほど事務局から説明があったわけですが、資料 5 の「令和 2 年度教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について」の中の公安委員会・警察本部長に係る部分についての御説明をお願いします。

□ 入江警察本部警務部警務課調査官

警察本部警務課の入江です。よろしくお願いいたします。

私から、資料 5 の公安委員会・警察本部長に係る部分について御説明させていただきます。

今年度、公安委員会及び警察本部長が行った政策評価は、平成 3 1 年度の秋田県警察取組重点目標の 8 項目のうち、「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」、「交通死亡事故の抑止」、「少年非行防止・保護総合対策の推進」、「被害者支援の推進」の 4 項目であります。この中から今年度の政策評価委員会における調査審議対象として「少年非行防止・保護総合対策の推進」を選定したところであります。

その理由についてでございますが、第 1 に現状認識としまして、県内における少年非行の現状は、非行少年数については減少傾向にあるものの、悪質な非行事案が断続的に発生しているほか、インターネット上の有害サイトを利用した少年の福祉を害する犯罪、児童虐待、不審者からの声掛け事案が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況にあること、第 2 に、次世代を担う少年の健全な育成は社会の課題であり、少年による凶悪事件や少年が被害となる重大事件は、模倣性も強いいため、県民は少年の非行や犯罪被害を身近な不安として感じており、非行被害の未然防止対策や規範意識の向上に大きな期待を寄せていること、第 3 に、「なまはげ」少年サポート事業は、専門的な知識と経験を有するスクールサポーターが学校、地域、警察のパイプ役となり、一体となった取組を行うことに

よって、児童生徒の非行や犯罪の被害を未然に防止するとともに、少年を健全に育む地域社会の実現を目的として取り組んでいるものでありまして、この度御審議いただこうとするものであります。

次に、政策評価の判定基準について御説明をさせていただきます。

各政策において設定している数値目標に対する成果指標値、いわゆる定量的な評価と、その政策を実施することの必要性や緊急性等、いわゆる定性的な評価が総合判定に及ぼす影響、バランスにつきまして、必ずしも明確でないとの御指摘を過去の当委員会においていただいているところであります。この点につきまして、本年度は実施計画中の判定基準を見直しております。

具体的には数値目標の達成度により一時的な判定をした後、政策を構成する施策の評価を踏まえ、総合的な観点から評価することとしております。従いまして、各政策評価とも、まずはそれぞれが策定した成果目標数値、または業績目標値に基づく定量評価判定があり、原則としてその評価を維持することといたしました。例外的に定性的評価の観点から、その判定を変更する合理的な理由がある場合のみ、明文化はしておりませんが、上下1段階に限り判定を変更することができるものとして、いずれの政策についても評価を実施したところであります。

私からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

● 池村委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御了解いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

それでは、政策、施策、事業について順次御説明をお願いいたします。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

警察本部生活安全部少年女性安全課長の渡部と申します。よろしく願いいたし

ます。

はじめに、資料 7 を御覧ください。

警察本部生活安全部で実施しております政策、施策、事業につきましては政策が「少年非行防止・保護総合対策の推進」、施策が「非行少年を生まない社会づくりの推進」、事業が「「なまはげ」少年サポート事業」となっております。

はじめに、政策「少年非行防止・保護総合対策の推進」について御説明させていただきます。

様式 1 の政策評価調書を御覧ください。

「施策を取り巻く治安情勢」であります、先ほど警務課から説明申し上げましたとおり、少年を取り巻く環境の厳しさ、それから少年自身の規範意識の向上の必要性等から、非行少年数は年々減少しているとはいえ、未だに厳しい状況であると認識しております。

続きまして、「政策の目的」であります、関係機関やボランティアなどと連携の上、少年を対象とした様々な活動を行い、少年の規範意識と防犯意識を向上させ、自らが罪を犯さない、犯罪の被害者にならないという状況を実現し、ひいては将来的に犯罪が起きにくい社会をつくり上げていくことを目的として実施しております。

続きまして、「政策を構成する施策の推進状況及び評価結果」について申し上げます。

はじめに、施策推進の基本及び取組についてです。

少年の非行防止及び犯罪被害防止のため総合的な対策を推進する、これを基本としながら、取組のところに掲げております非行少年を生まない社会づくりの推進、被害少年に対する保護活動の推進と児童虐待・いじめへの迅速・適切な対応、少年の福祉を害する犯罪の取締りとフィルタリング機能に関する広報啓発等少年の健全育成に向けた活動の推進、この 3 点を重点として取り組んでおります。

続きまして、「数値目標及びその達成状況」について御説明させていただきます。

指標は、非行少年数としており、対前年の非行少年数等から設定した目標値を実績値が下回った場合、良好な成果を残したという考え方になります。

令和元年の数値を見ますと、目標値 1 1 0 名に対して実績値が 1 0 6 名で、達成率 1 0 3 . 8 % となっているほか、平成 2 8 年からの状況を見ましても非行少年数

は対前年比で連続して減少し、いずれも目標値を下回る実績を残し続けております。ただし、この非行少年数だけを見ていきますと、単純に当県の少年人口の減少が原因ではないかというような疑念が持たれるところですが、参考として掲載させていただいておりますとおり、6歳から19歳の少年人口1,000人当たりの検挙人員を見ますと、こちらの比率も年々低下していておりますので、少年の規範意識の向上という点においては一定の成果が出ているものと考えております。

続いて、施策「非行少年を生まない社会づくりの推進」の評価結果について御説明させていただきます。

施策「非行少年を生まない社会づくりの推進」は、子ども、「女性を犯罪から守る安全活動事業」、「「なまはげ」少年サポート事業」、「チャイルド・セーフティ・センター子どもSOS事業」の3事業で構成されており、これらの総事業費は5,345万8,000円となっております。

施策評価の結果につきましては、必要性、有効性、効率性、すべて「A」としております。また、総合評価については、必要性が極めて高い、治安維持上の有効性が極めて高い、緊急性が認められる、以上の観点から、総合評価につきましても「A」としております。

施策の推進状況ですが、目標値の設定は、先ほど説明させていただいたとおり、前年比増減率をもとに目標値を設定しております。

具体的に行っております施策につきましては、非行・被害防止教室の開催、大学生少年サポーターの活動、環境浄化対策、スクールサポーターの活動、チャイルド・セーフティ・センターの活動、情報モラル指導に関する活動、以上の6つを推進しております。

各施策の詳細な実施状況については、資料中に記載のとおりですので、御覧ください。

次に、「施策の推進状況に関する県民意識」です。

3ページに記載がありますように、勉学支援等の立ち直り支援を受けた少年や保護者から感謝の声が寄せられているほか、非行防止教室等の各種教室につきましては、寸劇や体験型の内容を盛り込んでおり、子どもでも非常に理解がしやすい、また、教育的効果が高いとして好評を得ており、県内の学校や児童館などから要請が多く寄せられているところです。

県民は少年非行や犯罪被害を身近にある不安として感じており、少年による凶悪事件や少年が被害者となる重大事件は模倣性も高いことから、非行・犯罪被害の未然防止や規範意識の向上に関して大きな期待を抱いているものと考えております。

次代を担う少年の健全な育成は、社会全体の課題であり、県民の不安を解消し、期待に応えるためにも、この対策を一層推進していく必要があると考えております。

続きまして、「政策の評価」についてであります。

総合評価については、目標達成をしているほか、政策を構成する各施策についても良好な実施状況であることから「A」評価となっております。

政策の推進状況につきましては、先ほど説明しました各種活動を積極的に推進した結果、非行少年数、少年人口比も連続して減少しているほか、本政策が着実に成果を上げていると考えているところです。

最後に、課題と今後の推進方向ですが、インターネットや風俗環境等の少年を取り巻く環境は、今後も目まぐるしく変化していくものと推測されます。迅速に実態を把握し、施策や事業の内容に反映させていくことが必要であると考えております。

また、少年の規範意識や防犯意識の啓発指導等、少年の健全な育成に関する活動や地域の教育力の向上を促す活動は、永続的に行っていく必要があり、教育機関・行政機関の政策と有機的に連動するように推進していきたいと考えているところです。

以上、政策の説明を終わらせていただきたいと思います。

それでは次に、施策の説明に入らせていただきます。

様式2、施策評価調書を御覧ください。

施策である「非行少年を生まない社会づくりの推進」について説明いたします。

最初に、「施策の内容」についてです。

目的につきましては、先ほどの政策の部分と重なる部分がありますので、資料の方を御覧ください。

「施策の推進状況」につきまして説明いたします。

施策の指標については、初発型非行の少年数の減少、それから不良行為少年の減少、この2つを指標とし、前年の数値から減少させることを目標としております。

ここで初発型非行といいますのは、非行の手段が比較的容易で動機が単純で、ここをステップとして本格的な他の非行への入り口となりやすい罪種、4罪種を言い

ます。具体的には、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の4つの罪種です。

また、不良行為少年とは、非行少年には該当しないものの、飲酒、喫煙、深夜徘徊、家出などの行為をした少年で、いわゆる補導措置をされた少年の数を言います。

初発型非行、不良行為少年、ともに前年比の増減率をもとに目標値を設定しております。初発型非行について、平成28年からの実績数を見ていきますと、平成28年が80人、平成29年が同じく80人、平成30年が52人、令和元年が50人となっており、一部足踏みするような状況もありながら、長期的には減少傾向を示している状況であります。

同じく不良行為少年については、平成28年から見ていきますと、平成28年が899人、平成29年が717人、平成30年が668人、令和元年が565人となっており、こちらは右肩下がりの状況が続いております。

続きまして、「事業の概要」ですが、3事業あります。

平成15年度から、「子供・女性を犯罪から守る安全活動事業」、平成19年度から「「なまはげ」少年サポート事業」、平成21年度から、「チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業」の3事業をそれぞれ行っております。

それぞれの事業の1次評価につきましては、「子供・女性を犯罪から守る安全活動事業」は必要性、有効性、効率性ともに「A」としております。「「なまはげ」少年サポート事業」は、必要性は「A」、有効性は目的がある程度達成されていることから「B」、効率性は費用対効果が相応で「B」としております。「チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業」は、必要性は「A」、有効性は目的がある程度達成されておりますので「B」、効率性は費用対効果が相応で「B」としております。

「施策の推進状況」ですが、政策の推進状況で説明させていただきました6項目、こちらを柱として推進しております。それぞれの推進状況については、資料に記載のとおりです。

「施策を取り巻く治安情勢」ですが、こちらも政策の方で説明させていただいたとおりですので、省略させていただきます。

続きまして、「施策の評価」であります。

各観点からの評価ですが、必要性、有効性、緊急性、ともに「A」で、「高い」

という評価でありまして、理由につきましては、各補足説明欄に記載のとおりであります。

次に、施策の「総合評価」です。

施策の幹事部長による評価につきましては、着実に推進されていると認め、「A」評価としております。

警察職員が児童・生徒に直接的な指導を行う非行・犯罪被害防止教室は、なまはげNEWS隊の活用やチャイルド・セーフティ・センターとの連携により、寸劇やロールプレイングを用いた教育効果の高い教室であり、学校や保護者会から継続を望まれています。併せて、大学生による少年の立ち直り支援活動、少年指導委員による有害環境浄化活動、スクールサポーターによる学校や地域と連携した各種活動等各事業により、少年非行防止・保護総合対策を積極的に展開した結果、令和元年中の県内における非行少年数は106人と9年連続で減少しているところです。少年人口比も9年連続で減少を続けており、本施策が着実に推進されていると認められるという判定理由となっております。

以上、施策の説明を終わりたいと思います。

続きまして、継続事業の中間評価を御説明させていただきたいと思います。

様式4の「継続事業中間評価調書」を御覧ください。

継続事業につきましては、「「なまはげ」少年サポート事業」を取り上げさせていただいております。

名前は、「「なまはげ」少年サポート事業」となっておりますが、事業の内容は、スクールサポーターの活動に関する事業となります。

はじめに「1-1. 事業実施の背景」についてです。

本事業は、平成19年に立ち上げた事業となります。スクールサポーター制度は、平成16・17年に、長崎での小学生女子児童による同級生殺害事件、奈良や広島、栃木で発生した小学生女子児童殺傷事件、京都で発生した塾講師による女子塾生殺害事件などが相次いで発生したことを受け、少年の非行防止と安全確保のため、学校や地域と警察のパイプ役を担うものとして全国的に導入されはじめたものです。

令和元年度の事業実施に当たっては、非行少年数は減少傾向にあるものの、悪質な非行事案が断続的に発生しているほか、インターネット上のSNSなどを利用した少年の福祉を害する犯罪が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境が依然として

非常に厳しいという状況にありました。そのため、継続して児童等の安全確保対策や地域安全情報の収集と提供、問題を抱えた児童・生徒に対する学校と警察が連携した対応等の取組を強化するため、この「「なまはげ」少年サポート事業」、いわゆるスクールサポーターの活動が引き続き必要とされているといった背景があり、取り組んだものでございます。

続きまして、「１－２．外部環境の変化及び事業推進上の問題点」についてですが、資料記載のとおりであります。

続いて、「２．住民ニーズの状況」です。

教育現場におきましては、児童・生徒の問題行動の対策や児童の危険回避能力、自己防衛能力の向上が喫緊の課題となっており、これらについて専門的な知識と経験を有する警察ＯＢであるスクールサポーターとの緊密な連携が求められているところであります。

次に「３．事業の目的」です。

知識・経験のあるスクールサポーターがパイプ役となり、学校、地域、警察が一体となった取組を行うことによって児童・生徒の非行や犯罪被害を未然に防止するとともに、少年を健全に育む地域社会の実現を事業目的としております。

続いて、「重点施策推進方針との関係」ですが、本事業は、重点推進事項として進めているものであります。

続いて、「５．目的達成のための方法」ですが、現在９警察署にスクールサポーターがおりますが、これらが学校や地域と連携をして、先ほど申し上げた目的に向かって活動を続けていくということになっております。

続いて、「６．前回評価結果等」です。

実施又は継続という評価となっています。

次に、「７．事業の全体計画及び財源」となります。

事業の項目は、スクールサポーターに関する事業で、予算としましてはスクールサポーターに対する非常勤職員としての報酬と、その社会保険料に係る経費で、令和元年度は１，４０１万８，０００円となっております。

続きまして、「８．事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」です。

ここでは、業績指標としまして、学校等における児童等の安全確保対策回数、いわゆる学校の巡回、防犯講習などの回数の増加を指標Ⅰ、地域安全情報等の把握及

び提供件数、いわゆる学校関係者との児童の安全に関する情報のやり取りですが、こういったところを活発化して、件数を増やしていくことを目標としたものを指標Ⅱとしております。

令和元年度の状況を見ますと、指標Ⅰが目標1万2,000回に対して実績1万877回、達成率は90.6%、指標Ⅱが目標5,000件に対して実績4,651件、達成率84.6%となっております。80%は超えておりますが、いずれも目標を下回るような状況でありました。この目標を下回ってしまったという点につきましては、過去の目標を見ていただきますと、例えばこの指標Ⅰについて、平成28年度、平成29年度は1万回ということできておりましたが、翌年30年度には1,000件上げて1万1,000回、令和元年度には1万2,000回となっております。これは理由がございまして、平成29年3月に千葉県で見守り隊をやっていた方が女兒を殺害したという事案がありまして、これを受けて、まず1,000件、目標を上げたという経緯があります。また、平成30年にも新潟県で女兒が殺害されて線路に遺棄されたという事案がありました。これを受けて、さらに2年連続で1,000件ずつ上げて1万2,000という高い目標を掲げていたと、このような状況となっております。

次に、所属所管長による評価について説明いたします。

まず、必要性の観点ですが「A」評価となっております。現状の課題に照らした妥当性、住民ニーズに照らした妥当性とも「A」評価とされております。有効性の観点については「B」評価となっております。指標Ⅰ・Ⅱともに目標に対する実績が未達成であることから、事業目的の達成状況「B」評価となっております。効率性の観点についても「B」評価となっております。これは指標Ⅰ・Ⅱの未達成、これが関係いたしまして、事業の経済性の妥当性も「B」評価となったと考えております。

最後に「総合評価」であります。事業の妥当性は「B おおむね妥当である」となっております。

対応方針としましては、今後もスクールサポーターの知識、経験を生かした訪問巡回活動は、学校や地域における少年非行防止、子どもの安全確保を図るために非常に有効であるほか、学校と地域、関係機関とのパイプ役としても必要な事業であることから、事業の充実も視野に入れながら現状維持で継続していきたいと考えて

いるところです。

説明は以上となります。

● 池村委員長

ありがとうございました。

政策、施策、事業について説明をいただきました。

それでは、調査審議に入ります。

最初に、事業評価を取り上げます。御質問・御意見等お願いいたします。相原委員、どうぞ。

◎ 相原委員

質問になります。過去の実績のことで恐縮ですが、資料 7 ページにあります指標Ⅱの年度別の目標値と実績を見ていきますと、実績値が平成 27、28、29 年度と順調に伸びてきて、平成 30 年度に一気に 1,000 件以上落ちて、令和元年度は前年からまた少し増えたということですが、この平成 30 年度における大幅な落ち込みというのは、例えばマンパワー、人が減ったとか、そういう理由があったのでしょうか。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

まず、この年にマンパワーが減ったというようなことはございません。同じ体制で実施しております。この理由につきましては、当方でも分析しかねているところであります。ただ、この指標 2 つにつきましては、例えば指標Ⅰについては非行・犯罪被害防止教室ということで、これは主に学校からの要請を受けて行くことが多い状況です。そうなりますと、学校の計画によりましては、今年は非行防止教室をやろうとか、今年は交通安全教室をやろうとか、そういった割り振りもあると聞いておりますので、要請する側のニーズというものが指標Ⅰに影響しているのではないかと考えております。

また、指標Ⅱについては、確かに平成 30 年度に一気に落ち込んでおるところではありますが、この地域安全情報といいますのは、学校をスクールサポーターが巡回しても、学校の方から今日は特に何もありませんと言われた時には、カウントしてい

ないという側面があります。特にこの年に秋田県で何か大きな社会情勢、学校を巡る情勢の変化があったというわけではありませんが、そのようなやり取りの中でこのような数字になったということで、結論といたしまして顕著な理由は見当たらないということです。

● 池村委員長

そのほかございませんでしょうか。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

6 ページの予算のところで、令和 2 年度は前年度より 2 0 0 万円くらい事業費が上がっているのですが、指標 I の教室開催回数は目標値が下がっていて、予算が上がるのに目標値が下がっているのは、なぜでしょうか。ほかの事業を行うのか、それとも何か別の理由があるのでしょうか。

□ 入江警務課 調査官

このスクールサポーターにつきましては、非常勤職員ということで活動をしていただいております。令和 2 年度につきましては、制度の改正がございまして、会計年度任用職員ということで、非常勤職員の方々にも期末手当の支給を行うこととなり、それに相当する金額が増加したというような状況でございます。

● 池村委員長

そのほかございませんか。山口委員、どうぞ。

◎ 山口委員

事業の実施主体が本部と 9 警察署と書いてありますが、そうすると、このスクールサポーターというのは、9 人ということですか。

□ 入江警務課 調査官

スクールサポーターは 9 名でございます。全県に 1 4 警察署ありますが、規模などの関係から、全署には配置できておらず、未配置の警察署が 5 警察署あるという

現状であります。

◎ 山口委員

学校からまた来てくださいという要望があるんですよね。すごく失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、評価主体のOBがやっているわけですよね。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

そうですね、はい。

◎ 山口委員

もう少し外部の人をうまく組み入れてやっていただくと透明性が上がるのかなという気がしました。この取組自体の有効性とかそういうことを疑問視しているわけではないのですが、身内ですから、説明のクリアさという点については、少しお考えいただきたいと感じたところでした。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

分かりました。今後、参考とさせていただきます。ありがとうございます。

● 池村委員長

そのほか。福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

先ほどの相原委員の質問の続きのような感じですが、指標に関しての考え方について説明を聞いていて疑問に思ったことです。

まず、指標Ⅰに関して過去の事件に関係して目標を増やしていったという点は分かりましたが、その事件に関して1,000件ずつ増加させたという、その1,000件の根拠を教えてください。また、実績が学校の事業計画に左右されると御説明をいただきましたが、本当であれば、そこも考慮しながら目標設定していただいた方が良いと思いますので、お考えをお伺いします。

2点目として、指標Ⅱで地域安全情報等の把握及び提供件数の増加を指標とする

となっていますが、スクールサポーターが学校を回っても、学校から今日は何もないと言われると件数にならないというところが少し腑に落ちません。カウントの仕方、何が有効で何が無効かをどう判断して、この実績になっているのかを教えてください。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

まず1点目の指標Ⅰに関しまして、事件の発生を受けて2年連続で1,000件ずつ増やしていったというような理由ということではありますが、これにつきましては、そういった情勢を受けて増やしたというような記録しかなく、何かに基づいて1,000件ずつ増やしたというような、今ここで御説明できるような緻密なものはございませんでした。そのように目標を増やしていきましたが、かなり実態とは差があるというのが実情で、過去の状況を見ますと、やはり当県の場合は1万件前後が大体適正なところで令和2年度にはまた1万件に戻しております。おそらく御指摘を受けるとして一生懸命探したのですが、明確な根拠が見当たらなかったということでおわびいたします。

2点目のサポーターの得てくる情報、提供する情報に関して、何が有効か、何が有効でないかというところではありますが、基本的には触れ合って、話をして、行っただけでも訪問回数の方には実績として出ます。ただ、情報の把握、提供件数となりますと、一般的な情報交換のみであった、個々具体的な件については無かったという場合には、カウントしづらいということもあります。明確な基準が何かといわれますと、サポーターから上がってくる報告書を基にカウントしているものですから、その中身の詳細となりますと、検証しづらい部分となっております。

◎ 福岡委員

地域の安全情報として特段の情報がないということは、考え方によっては、安全な日だったということで、かえって件数が少ない方が、達成率が高いというような見方もできると思いながら、この数値について質問しました。

● 池村委員長

いかがですか。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

そういった考え方もあるかとは思いますが、結果的にはこの数字といいますのは、サポーターが報告書を書いた数に依拠しておりますので、行って何か有効なやり取りをしても、報告書が上がってこなければカウントされないというようなところもございますので、必ずしもこの数が低い、イコール安全だというようなところには結びつかないかと思います。

こちらで常々気をつけておりますことは、そういった有効な情報、子どもたちに害があるような情報が、サポーターで止まってしまわないように、きちんと組織で共有され活用されるようにしていくということで、この件数を伸ばすという目標を設定して、そして吸い上げをしているというところであります。

● 池村委員長

そのほかございませんか。はい、では吉澤委員、どうぞ。

◎ 吉澤委員

目標の設定は1万件くらいが適正ということでお話がありましたので、こういう形で進んでいくのだらうと思うのですが、事業目的のどういう状態にしたいかというところには「学校、地域、警察が一体化した取組を行うパイプ役となって」というようなことが書かれています。スクールサポーターさんにお任せするような格好ですので、今日行ったけれど特に何もなかったみたいな、必ずルーティンの仕事というのはあるんですね。やはりこういった取組を継続していくことで、何かまずいなという案件を把握できたり、予測的、予防的に対応することもできたりしていると思うので、大事なことなのだろうと思います。ニーズに照らした妥当性の辺りで、今後はその中身についてももう少し整理、分析された方がよろしいのかなと思ったところでした。感想でした。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

分かりました。ルーティンの仕事という御発言がございましたが、スクールサポーターにつきましては、9警察署の生活安全課というところに属しておりまして、そこに朝出勤をして、そこから受け持ちの学校の巡回や、先生と会って情報を聞い

たりしており、これをルーティンとしております。

そういった体制で実施しておりますので、得た情報というものは、すぐに警察署の生活安全課の業務に反映されていきます。生活安全課といいますのは少年非行、児童虐待、それから家庭の問題であるDV、そういったものを扱う課であります。こういう活動をルーティンとしておりますが、今御意見があったように、そういった活動の持ち方、在り方も評価をする際にも分かりやすく報告できるよう、今後検討させていただきたいと考えております。

● 池村委員長

それでは、施策の方に移ります。いかがですか。はいどうぞ、吉澤委員。

◎ 吉澤委員

これは質問です。4ページの施策の指標について、初発型非行と不良行為少年数、いずれも目標値が上がったり下がったりしていますが、どういう設定の仕方になっているのか教えていただけますか。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

この部分につきましても、どういった理由でこの目標値が上がり下がりしているのかというところを過去に遡って調べてみました。令和2年度の目標値につきましては、これは対平成30年と令和元年のものを比べて、その減少率等からそれを掛け合わせたものということになります。過去のものを見ていきますと、例えば平成28年、150人の目標に対して実績が80人と目標値の半分くらいの数値が出たので、翌年、目標値を大きく下げ50人としたところ、逆に目標値を超えるような実績となってしまい、今度は目標値を横ばいの80人とした、というような経緯を辿ったものではないかと推測しています。過去の担当者にも、この目標値の定め方について聞き取りしたところですが、この数値とした理由というようなところははっきりとは分からず、前年の実績が悪ければそれを考慮して、良くなればまた同じというような経緯でこのようなものになっているという状況です。明確にお答えできずに大変申し訳ございません。

◎ 吉澤委員

不良行為少年の方も、同じような設定の仕方だと思えばよろしいのでしょうか。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

そうなります。令和2年の目標を設定するに当たっては、直近の減少率を考慮しており、令和元年が566人ですので、前年の668人から15%ぐらい減少しています。同じような減少率で減らしていくことを考え、令和2年については480人というような設定をしています。これがしかるべき設定の方法と考えておりますが、過去に設定した目標値については、そういった法則性が見当たらず、根拠をお示しすることができないという状況となっております。

◎ 吉澤委員

取組を5年計画とかで進めていく中で、目標値は毎年見直すというような方法が妥当なんだろうかと思うところがある反面、防犯という分野は特殊性があるのかなとも思います。他県等でどのように目標値を設定されているか分かりませんが、やはりこのような方法がよろしいのでしょうか。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

事業として定量的な評価を考えた場合に、言ってみれば、このような場当たりの目標の立て方というものは、好ましくないと考えております。それは防犯についても同じでありまして、本来であれば年次計画をもって1年間に何%縮減していつて、何年後にはこのようにしたいというような目標設定があつてしかるべきなのではないかと、そこは非常に反省しているところであります。

◎ 吉澤委員

分かりました。ありがとうございます。

● 池村委員長

福岡委員、どうぞ。

◎ 福岡委員

4 ページですが、施策の目的が、非行少年を生まない社会の実現となっているのでこの指標の設定になったのかなと考えますが、特に人数の多い2つ目、不良行為少年数の実績が565人とあります。これは延べ数565人なのか、同じ少年が何回かということもあるのかが一つ目の質問です。それから、この数字として実績に上がってきてしまった少年たちの、再犯率というか、更生率でも良いのですが、同じ過ちを繰り返していないという数字をもし把握されていच्छゃったら、そちらをお伺いしたいと思います。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

まずこの数字ですが、これは1人で複数回補導された方を含んでおりますので、延べということになってしまいます。総人数ではございません。

続きまして、この不良行為少年についての再犯率、同じことを繰り返す率ということですが、不良行為少年に限った形での統計は特に取っておりません。ただ、不良行為少年といいますのは、いわゆる犯罪に至らないような深夜徘徊や少し生活に問題があるような子どもたちです。特にその部分での統計は取っていないのですが、非行を犯してしまった少年、刑法犯や特別法犯といった、そういった統計は取っているところでして、当県における非行を犯した少年の再犯率というのは大体3割くらいで、同じ子がまた同じく犯罪を犯してしまうというような状況であったかと記憶しております。

◎ 福岡委員

多分この実績に含まれている子たちが、どのような形で社会にきちんと順応していくかというところが、その非行少年を生まない社会づくりの基盤を築いていくと考えています。そのプロセスも含めてご検討いただければと思います。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

その点につきましては、全県に公認心理師などといった少年の心理に詳しい、知見を持った少年補導職員というのが全県で28名おりまして、県内の全警察署に配属されています。今御指摘のあったような、犯罪に至らない家出、補導を繰り返し、

生活が荒れているような子どもについては、この少年補導職員が中心となって少年の心理や家庭環境に配慮しながら、継続補導という活動をやっております、犯罪の方にいかない、そして問題行動を起こさないために地道に対応を続けているところであります。

すみません、再犯率につきまして、先ほど30%程度とお話させていただきましたが、令和元年度は全国では34.0%、当県が16.9%となっておりますので、全国から見れば令和元年度は約半分となっております。平成30年度も全国では35.5%に対して当県は24.5%となっており、毎年10ポイントくらいは確実に差があるというような状況となっております。

● 池村委員長

そのほかありませんか。

4 ページ目の指標の設定方法はともかくとして、施策の指標として2つがあって、達成率が各々一番右側に示されているわけですが、その達成率は5 ページの有効性というところに反映されているのでしょうか。あるいは、有効性という観点に対して、どういう関係を持つのでしょうか。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

有効性の方は「A」ということになっておりまして、これにつきましては達成率が100%に至らないものの、どちらの指標も80%以上に達しています。この点を捉えて「A」評価というようなところもありますし、またこの初発型非行の数、不良行為少年の数、政策の方の指標になっている非行少年の数、どれを取ってみましても当県の全国的な位置を見たときに、ほぼ下から1 番目、2 番目というようなところになっております。政策評価のところでも申し述べさせていただきましたとおり、人口比に対する検挙率というものも年々低下していて、これも全国で最下位レベルというところにありますので、この指標Ⅰ・Ⅱだけに着目しますと、有効性が果たして「A」なのかという御疑問を持たれると思いますが、このように全国的な状況と照らしまして、80%の達成率であります有効性はあるものと考えて「A」評価となっているところでもあります。

● 池村委員長

あくまでも「A」というのは、実施計画、その別表2によると、有効性を「A」と判定するためには、治安維持上の有効性が極めて高いという、ただ単に高いではなくて、だからそのどちらになるのかというのは非常に微妙だなという意味で、どういうふうにこの数値の達成率が反映されているんですかとお聞きしたんですが、むしろこの数値目標の達成度以外のところを重視されたということですよね。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

そのとおりでございます。

● 池村委員長

仮にこの有効性「b」でも、トータルでは「A」になるわけですね。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

はい。そのとおりです。

● 池村委員長

どう反映されたのかというところが、あまりはつきりしないかなという印象が私にはあります。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

指標の達成率からして、私どもも悩んだところでありますが、やはり全国的な順位を見ても当県は低位にありますし、効果は出ているのではないかというようなところで、定量的な評価にプラスしてそういった評価もいたしまして、「A」とさせていただいたというところであります。

● 池村委員長

はい、分かりました。

それでは政策の方については、いかがでございましょうか。岩根委員、どうぞ。

◎ 岩根委員

まず2ページの目標の数値、それだけではなくて、きちんと比率も出されているというのは素晴らしいなと思いました。この評価を見ますと、秋田県は安全なんだなというのを感じて、本当に良かったなと思います。

その理由は一体何なのかというところですが、例えば祖父母と一緒に暮らしているとか、周りの地域の人たちが声を掛けてくれるとか、何らか理由があると思います。多分それが施策の推進状況にもきちんと書かれているのかなと思いますが、ほかの都道府県に比べて、検挙、補導された人の数も少なくなっているのです、是非これを維持できるように、今後周りのおじいちゃん、おばあちゃんがもっと高齢化していくと、見守る人の目がなくなるといった問題が発生するかもしれませんが、そんな状況でもきちんと秋田県は安全ですよ、というところがキープできる方向を今後検討していただければと思います。

以上です。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長
よろしいですか。

● 池村委員長

どうぞ。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

このように比率が年々下がっているという要因、直接的に何か効いているというような確固たる理由、根拠的なものはお示しすることができないのですが、他県にない特徴としましては、この施策の推進状況の5番目にありますチャイルド・セーフティ・センターの活動というものがございます。これは、アルヴェの中にありまして、アルヴェに拠点を置いておりますので、駅周辺を徘徊しているような子どもたちに対する声掛け運動をして不良行為を防いでいます。そのほか、何といたっても大きいのは、このチャイルド・セーフティ・センターの方々が、寸劇、ロールプレイングというのを非常に売りにしており、施策の推進状況の1番目に記載のとおり、各学校で非行被害防止教室の開催というものを行っておりますが、劇団のよう

な素晴らしい劇を繰り広げ、大活躍していただくことで、子どもたちの規範意識向上を図っております。そういった活動が非行少年の減少と、少年人口に対する検挙比率の減少につながっているのではないかと考えております。

このチャイルド・セーフティ・センターについては、他県にあまり例を見ない存在ですので、過去にも国家公安委員の先生や、教育関係者の方々の視察をいただいているところでありまして、この取組を継続していただきたいという高い評価を得ているものであります。

● 池村委員長

そのほかいかがでしょうか。はいどうぞ、相原委員。

◎ 相原委員

政策の本質と関係ない質問で恐縮ですが、立ち直り支援という言葉が出てきます。その立ち直りの判断の基準、この子は立ち直ったというのは、こういったところに着目して判断されるものでしょうか。教えてください。

□ 渡部警察本部生活安全部参事官（兼）少年女性安全課長

まず一つには、目に見える現象としては、その子が再び非行や不良行為を起こさなくなった、また起こす頻度がどんどん減っていった、そしてその後は自分の目標に向かって進学したり、就職したり、一人立ちしていったということです。先ほど継続補導という活動を行っているという御説明しましたが、この活動を推進するに当たっては少年と相対したうえで色々な活動をするほか、少年補導職員がお父さん、お母さんの声も聞きながら、もうこの子は大丈夫だという判断がついたところで、その活動を打ち切るということになっております。そこが一つの立ち直りとみて、支援を終了するところと考えております。

● 池村委員長

そのほかございますか。

それでは、本件のまとめということになりますが、まず、事業評価について、評価結果は妥当だとすることになりますが、ただ、このスクールサポーターは、有用

である以上はOBに活動を依頼すること自体に問題はないが、外部の声という点は別としましても、評価の段階になったら客観性を疑われないような工夫と言いますか、疑われないようにしてほしいという要望があったということです。政策評価委員会の意見として書く必要はないと思いますが、そういう指摘があったということは承知をしておいていただきたいと思います。

それから、施策評価の方であります、これについても現在のルールからすれば特に問題なく、妥当だと言わざるを得ないのですが、場当たりのという自虐的な言葉をお使いになられておりましたが、施策目標の目標値の設定については、評価との関係も念頭に入れながらお考えいただきたいと思いますということになろうかと思います。数値目標の設定というのは、私どもは扱ってはならず、ここで取り上げてはいないのですが、目的設定の際に、努力すれば達成可能だがある程度困難なところを目標値として定めるべきだ、という基本がおそらく評価のサイドからはあると思います。目標値の設定に関して、評価委員会がそこに積極的に飛び込むというわけにはいきません。県が総合計画を立てる時に、評価委員会が目標値の設定に踏み込んでいくということがないのと同じであります。したがって、そこら辺を吟味されて、十分にお考えをいただきたいと思いますということになろうかと思います。

それから、政策評価につきましては妥当であるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

● 池村委員長

では、本件については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

今まで活発な御審議をありがとうございました。

これで本日の予定11件、全て終了であります。

先週の水曜日と本日とで合計26件の審議を行ったわけではありますが、2日間を通して評価結果は、全て妥当であったというふうに記憶しております。実施機関からの諮問があり、それに本委員会が応えて答申を行うという形をとっておりますので、今の内容、全て妥当だということを基調とした答申を行いたいと思っております。答申の取りまとめは小職に御一任いただきたいと思います。

それでは、議事の「(4) その他」でございますが、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、事務局の方から最後の締めくくりも含めてお願いいたします。

6 閉会

□ 事務局

本日は大変ありがとうございました。2日間にわたりまして御審議いただきました内容については、議事録を作成いたしまして、後日、各委員の皆様にご報告いたしますので、御確認くださるようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度第2回秋田県政策評価委員会を終了いたします。
大変ありがとうございました。